

大学生协的互助保障是学生之间相互帮助、专门为学生建立的保障制度。

大学生協の共済は、学生どうしがたすけあう、学生のための保障制度です。

您是否已加入学生综合互助保障？

すでに学生総合共済にご加入済みではありませんか？

如果您以前加入了学生综合互助保障・保险，申请书格式可能有所不同。在办理申请手续之前，请拨打电话 0120-335-770，与大学生协互助保障・保险支援服务中心洽询。

以前、学生総合共済・保険に加入されていた方は、申込書の様式が異なる場合がございます。お申し込み手続きの前に大学生協共済・保険サポートダイヤル 0120-335-770までお問い合わせください。

洽询方法一览表 お問い合わせ先一覧

加入手續的
办理方法
加入手續
のしかた

请与各大学生协的服务中心洽询。

各大学生協の窓口までお問い合わせください。

生協
生協

人寿互助保障
生命共済

火灾互助保障
火災共済

学生赔偿责任保险
学生賠償責任保険



大学生协互助保障・保险支援服务中心电话

大学生協共済・保険サポートダイヤル

(限用日语) (注) 対応言語は日本語に限ります。

0120-335-770

关于保障
内容
保障内容
について

1 有关保障内容、合约手续的洽询
保障内容・契約手續に関するお問い合わせ

服务时间 受付時間
【平日】9:40～17:30 【星期六】9:40～13:00
【平日】9:40～17:30 【土曜】9:40～13:00
【节假日】休息・12月28日～1月4日休息
【日祝】休業・12/28～1/4休業

2 有关人寿互助保障、火灾互助保障的患病及事故、
受伤等的联系以及互助保障的保障金给付要求
生命共済・火災共済の病氣や事故・ケガ等の連絡・
共済金請求

服务时间 受付時間
【平日】9:40～17:30 【星期六】9:40～13:00
【平日】9:40～17:30 【土曜】9:40～13:00
【节假日】休息・12月28日～1月4日休息
【日祝】休業・12/28～1/4休業

1 2 2018年2月10日(星期六)～4月16日(星期一)、平日9:00～19:00 周末及节假日9:00～17:00
2018年2/10(土)～4/16(月)は、平日9:00～19:00 土日祝9:00～17:00

3 学生赔偿责任保险的事故联系、保险金的索赔
学生賠償責任保険の事故連絡・保険金請求

服务时间 受付時間
【24小时365天服务】
【24時間365日対応】

发生灾害时的指南 災害時ナビ

发生灾害时引导放心、安全行动的智能手机免费APP。

災害時の安心・安全な行動をサポートするスマートフォンの無料アプリ。

避难所指南功能
避難所ガイド機能

在地图上显示当前位置周边的
避难所。并且通过指南针
表示方向。

現在地周辺の避難所
を地図上に表示しま
す。またコンパスで方
向を表示します。



可显示日文、英文、中文
(简体字、繁体字)、韩文
日本語・英語・中国語(簡
体字・繁体字)・韓国語に対応



遇到灾害时的智库
災害時ノウハウ集

日本是一个地震、台风多发
的国家。请了解防灾方面的
知识，在发生灾害时利用此
信息。
日本は、地震や台風な
どの災害がたくさんあ
る国です。防災につ
いて知って、災害の時
に役立ててください。



发生灾害时的指南
災害時ナビ

对象OS: Android 4.0.3以上
iOS7.0以上

对于韩文版及中文版(简
体字、繁体字)，请通过
以下URL下载安装。

お手持ちのスマートフォンの言語設定が韓国語や中国語(简体字・繁体字)の場合は、以下のURLからインストールしてください。

URL: <http://www.ms-ins.com/sumaho/saigai.html>

iOS 终端请通过 App Store、Android 终端
请通过 Google Play 下载安装。

iOS 端末は App Store で、Android 端末は
Google Play でインストールしてください。



全国大学生协互助生活协同组合联合会
全国大学生協共済生活協同組合連合会
邮政编码 166-0003 東京都杉并区高円寺南 1-12-4 大学生協高円寺会館
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館
<http://kyosai.univcoop.or.jp/>

【经办代理店】 株式会社大学生协保险服务
【取扱代理店】 株式会社 大学生協保険サービス
邮政编码 166-0003 東京都杉并区高円寺南 1-12-4 大学生協高円寺会館
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館
<http://hoken.univcoop.or.jp/>

认可编号 承認番号: A17-103236 ucm180304
使用期限: 2024年4月1日

2018年度版 2018年度版

关于本小册子中记载的内容，中文仅为参考，以日文优先。
このパンフレットに記載する内容につきましては、中国語は参考表示であり、日本語が優先となります。

致各位留学生 留学生の皆さまへ

大学生协的 学生综合互助保障

厚生劳动大臣认可

厚生労働大臣認可

大学生協の学生総合共済

日本全国211所大学生协、约70.5万人以上的学生会会员相互帮助、放心的保障制度。

全国211大学生協・約70.5万人の学生組合員がたすけあう、安心の保障制度です。

人寿互助保障

生命共済

火灾互助保障

火災共済

学生赔偿责任保险

学生賠償責任保険

一同推荐的保险

あわせておすすめする保険



患病
病氣

受伤
ケガ

火灾
火災

赔偿责任
賠償責任

相互帮助
相互鼓励

互いにたすけあい
互いに励まし合う

学生赔偿责任保险 学生賠償責任保険

学生赔偿责任保险不是互助保障，是全国大学生协互助生活协同组合联合会作为投保人，与三井住友海上火灾保险株式会社（干事）签订的团体合约保险。成为被保险人（保障的对象）的范围仅限作为全国大学生协互助生活协同组合联合会会员的大学生协组织的会员，并且在保险期的期满之日年龄未滿23岁、或者属于学校教育法规定的学校（大学、专门学校等）的学生。（包括在完成入学等手续后成为会员者。）

学生賠償責任保険は、共済ではなく全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社（幹事）と締結する団体契約の保険です。被保険者（保障の対象者）となる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未滿の方または学校教育法に定める学校（大学・専門学校等）の学生（入学等手続きを終え、組合員となられた方を含みます。）に限ります。



Tanuro是大学生综合互助
保障的吉祥物。
タヌローは学生総合共済の
マスコットです。



全国大学生协互助生活协同组合联合会
全国大学生協共済生活協同組合連合会

<http://kyosai.univcoop.or.jp/english/index.html>



为了在日本的健康、安全的留学生活。通过相互帮助为留学生提供保障。

健康で、安全に留学生生活を過ごすために。たすけあいから生まれた留学生のための保障。

学生综合互助保障的 7 个推荐要点

学生総合共済 7つのおすすめポイント

1		<h3>对国民健康保险不承担的部分也由互助保障制度提供保障，因此放心。</h3> <p>国民健康保険では支払われない部分も共済で安心</p>	<p>问: 是否需要加入国民健康保险以外的互助保障、保险？ 答: 在留学生活中，万一患病或发生事故时，有时必须支付高额的治疗费用。在日本，停留 3 个月以上的外国留学生与日本人同样承担加入“国民健康保险”的义务。如果治疗属于国民健康保险的对象，则医疗费用的 70% 由保险支付，其余的 30% 由自己负担。</p>	<p>Q 国民健康保険以外に共済・保険に加入が必要な？ A 留学生活で、病気になったり事故にあった時、場合によっては高額な治療費を支払わなければならないこともあります。日本では 3 か月を超えて滞在する外国人留学生に日本人と同じ『国民健康保険』への加入を義務付けています。国民健康保険の対象となる治療の場合、医療費の 70%が保険で支払われ、残りの 30%が自己負担となります。</p>
2		<h3>以较少的会费，对放心的留学生活提供保障</h3> <p>少ない掛金で安心できる留学生活の保障</p>	<p>互助保障事业是非营利目的“学生之间的相互帮助”，因此以较低的会费可获得充实的保障。</p>	<p>営利を目的としない“学生どうしのたすけあい”の共済事業なので、少ない掛金で充実した保障を実現しています。</p>
3		<h3>一个人在日本生活的必要保障</h3> <p>日本での一人暮らしに必要な保障</p>	<p>対因火灾、浸水等遭受损害的家庭财产提供保障 家庭财产被盗、被损坏时也提供保障 对因过失造成火灾及漏水事故、房主依法要求赔偿损失的情况提供保障</p>	<p>火災・水ぬれなどで損害を受けた家財を保障 家財が盗難により盗まれたり、壊されたときも保障 過失による火災や水もれ事故で大家さんから法律上の損害賠償を請求された場合に保障</p>
4		<h3>可在校内的生协服务中心办理手续</h3> <p>学内の生協窓口で手続きが可能</p>	<p>加入互助保障的申请、洽询 互助保障的给付申请手续 防止忘记互助保障给付申请的提醒 ※已加入校际生协的人请拨打电话询问手续方法。</p>	<p>共済加入の申込み・相談 共済金の給付申請手続き 共済金の給付申請忘れがないように呼びかけ ※インターカレッジコープでご加入された方は、お電話で手続き方法をお尋ねください。</p>
5		<h3>24 小时服务，无论在日本国内还是回国、或是在海外旅行</h3> <p>24時間、日本国内、帰国中でも、海外旅行中でも ※火災互助保障は仅限日本国内的保障。 ※火災共済は国内のみの保障です。</p>	<p>上下学途中、上课时 打工时 参加俱乐部、课外活动时 交通事故 回国时</p> <p>实习时 在日本、海外旅行时 开展体育活动时 在学生宿舍、出租屋</p>	<p>通学中・授業中 アルバイト中 クラブ・サークル 交通事故 帰国中</p> <p>インターンシップ中 日本・海外旅行中 スポーツ中 寮・借家</p>
6		<h3>避免患病及发生事故的活动</h3> <p>病気や事故にあわないための予防活動</p>	<p>这些活动以各大学生协为单位进行。详情请洽所在学校的大学生协。 これらの企画は各大学生協単位で行われております。詳しくはご自身の在学中の大学生協までお問い合わせください。</p>	<p>饮食生活咨询会 健康检查企划 防止狂饮活动 自行车、摩托车的检查</p> <p>食生活相談会 健康チェック企画 イッキ飲み防止キャンペーン 自転車・バイク点検</p>

7



全国留学生委員 董慧超
全国留学生委員 董慧超
 京都大学 / 来自中国
 京都大学 / 中国出身

留学生委员会推荐

学生综合互助保障制度是通过学生之间的相互帮助，使日本学生和外国留学生健康、安全地开展大学生活的保障制度。如果留学生单靠个人在日本开始新的生活，在日常生活方面会遇到担心的事情或者无法预料的困难。“有备无患”——在异国他乡生活，发生万一的情况时，无论在经济方面还是精神方面都可以获得强有力的支援，也可以让父母放心，因此建议各位加入互助保障。

国民健康保险是在自己患病或受伤时为了获得自身的医疗而加入的保险，如果因事故等对他人造成损害，不能对损害赔偿进行补偿。（根据厚生劳动省资料）
国民健康保険は自分が病気になったり、ケガをしたときの自分のための保険であり、事故等で他人に損害を与えてしまった場合の損害賠償に関しては補償されません。

24 小时提供对留学生活的支援
留学生生活を24時間サポート

留学生委員会からのおすすめ

学生総合共済制度は、学生どうしのたすけあいによる、日本人学生と留学生の健康で安全な大学生活のための保障制度です。留学生一人で日本での新生活を始めると、日常生活では心配事や予測できない困難がたくさんあると思います。「備えあれば憂いなし」。異国での生活において、万が一の時、経済的にも精神的にも大きな支援となり、親も安心させることができる。共済への加入をおすすめします。

（厚生労働省資料より）



学生赔偿责任保险

学生賠償責任保険

SUPIC は大学生協推薦の保険の吉祥物
 スピックは大学生協がおすすめしている保険のマスコットキャラクターです。

提供调解交涉服务 (仅限示談交渉サービス付き (国
如果本保险的被保险人成人交涉调解的服务。
 この保険の被保険者が加害者と衝衝し解決するサー

日本国内的賠償事故。损害名誉、侵害个人隐私的事故除外。)
 内での賠償事故。名誉毀(き)損・プライバシー侵害事故を除く。
为加害人，在被害人同意的前提下，由保险公司代替被保险人与被害
 者となったとき、被害者の同意を得て被保険者に代わって保険会社が被
ビスです。

关于生协的加入

生協加入について

请在办理入学手续时一同办理生协的加入手续。
入学手続きとあわせて生協加入の手続きをお願いします。

生协是由各大学的学生及教职员共同出资经营、在大学中负责提供厚生福利的团体。大学内的大多数学生、教职员加入了生协，可利用商店、食堂以及购买书籍的优惠折扣服务等。生协由每一位成员出资参加才能运营。关于出资金，请与各大学生协洽询。

生協は各大学の学生・教職員が出資金を出し合って運営し、大学の中で福利厚生を担っている団体です。大学内の多数の学生・教職員が加入しており、店舗・食堂の利用や書籍の割引サービスなどを利用できます。生協は一人ひとりの出資と参加で成り立っています。出資金については各大学生協にお問い合わせください。

在学生毕业时将全额退还出资金。互助保障会费、学生赔偿责任保险的保险费不退还。(如果在秋季毕业或中途退学等，可能有未经过部分的解约退款。)

出資金は卒業時に全額返還されます。共済掛金、学生賠償責任保険の保険料返金はありません。(秋卒業や途中退学などの場合は、未経過分の解約返戻金があることがあります。)

会员 (出资人)

組合員 (出資者)

学习
学ぶ

学习和研究是大学学生的首要任务！！
也能够以优惠折扣购买学习和研究所需要的文具及书籍、电脑及电子辞典等。另外，还可以申请报名 TOEIC 及资格考试以及受理在汽车驾校学习驾照的报名。

大学生は勉学・研究がイチバン！！
勉学研究に必要な文具や書籍、パソコンや電子辞書なども割引で購入できます。また、TOEICや資格試験の申し込み、自動車教習所の受付も行っています。

饮食
食べる

生活离不开健康的饮食！！
选用放心安全的食材，为了摄取均衡的营养而做出营养表示和提供方案。以低价提供各种餐饮，对饮食生活提供可靠的支援。

食べることは生きること！！
安心安全の食材を使用し、バランスよく食べるための栄養表示と提案を行っています。様々なメニューを低価格で提供しており、食生活をしっかりとサポートします。

健康
健康

健康与安全的生活！！
出于这个愿望开展健康与安全的生活。建议加入发生万一相互帮助的“学生综合互助保障”制度。

健康で安全に過ごしてほしい！！
そんな願いから健康・安全のとりにくみを行っています。もしもの時のたすけあいの制度「学生総合共済」への加入をおすすめします。

居住
住む

介绍租房
向留学生介绍大学附近的出租公寓。
住まいの紹介
留学生の方へ大学の近くのアパートの紹介を行っています。

旅行
トラベル

提供旅行、集训、高速巴士车票、机票等的预定服务。
旅行・合宿・高速バス・航空券などの切符の手配も受付しています。

学生综合互助保障
学生総合共済

2011 年发生“东日本大地震”时，向加入了人寿互助保障的各位受灾者支付了互助保障金。

人寿互助保障
生命共済

2011年に発生した「東日本大震災」で被災された生命共済加入者の方々へ共済金をお支払いすることができました。

如果因地震灾害而受伤，支付互助保障金。
地震災害によるケガの場合は、共済金をお支払いいたします。

如果因物体掉落或飞来物体、摔倒等受伤住院、接受门诊治疗
落下物や飛来物、転倒等によるケガで入院・通院をされた場合

- 如果仅接受门诊治疗或住院与门诊治疗的合计天数为 5 天以上，则从第一天起成为门诊治疗保障的对象。
- 关于住院，对于患病也从第一天起成为保障的对象。

- 通院のみまたは入院と通院の合計日数が5日以上の場合は、1日目から通院保障の対象になります。
- 入院は病気の場合も含めて1日目から保障の対象になります。

因为是大学生协，所以能够以较低的会费、保险费获得充实的保障！

大学生協だからできる少ない掛金・保険料で充実した保障！

各位留学生在学习期间存在各种风险，为了充分应对这些风险，建议您务必加入**人寿互助保障、火灾互助保障、学生赔偿责任保险**的3种保障。

留学生のみなさんの在学中のさまざまなリスクに充分に備えるためには、生命共済・火災共済・学生賠償責任保険の3つの保障への加入をぜひおすすめします。

在这里记载的内容以日文优先。ここに記載する内容につきましては、日本語が優先となります。

人寿互助保障

采用银行转账每年自动延续 / 按年支付会费

口座振替で毎年自動継続 / 掛金年払い

生命共済

可在住院日给付額 2,500 日元等级 (NM 型) 或住院日给付額 10,000 日元等级 (NA 型) 中选择。

入院日額 2,500 円コース (NM 型)、入院日額 1 万円コース (NA 型) からお選びいただけます。

患病、受伤时

病気・ケガをしたとき



留学生发生的下列患病、受伤增加。

留学生のこんな病気・ケガが増えています。

由于不规则的饮食生活导致体力下降

不規則な食生活による体力低下

自行车事故造成伤害

自転車事故によるケガ

在课外活动等体育运动中受伤

サークルなどスポーツ中のケガ

从第 1 天开始至 200 天的住院保障。对因受伤接受门诊治疗也提供保障。(国内、海外)

1 日目から 200 日までの入院を保障。ケガによる通院も保障します。(国内・海外)



火灾互助保障

采用银行转账每年自动延续 / 按年支付会费

口座振替で毎年自動継続 / 掛金年払い

火災共済

对于在学生宿舍、出租屋生活的各位

寮・借家暮らしをされる方へ



留学生发生的下列事故增加。

留学生のこんな事故が増えています。

供排水设备的漏水

給排水設備等からの水もれ

对房东的租房人赔偿责任

大家さんへの借家人損害賠償責任

失盗

盗難

租房人赔偿责任保障以及对因火灾、浸水、风灾及水灾、失盗造成的家庭财产损失提供保障。(仅限日本国内)

借家人賠償責任保障と火災・水ぬれ・風水害・盗難による家財を保障します。(国内のみ)



一同推荐的保险 あわせておすすめする保険

学生赔偿责任保险

学生賠償責任保険

至预定毕业年度的保险费一次性支付

卒業予定年まで保険料一括払い

承担向他人的赔偿责任时

他人への賠償責任を負ったとき



直到毕业为止对学生生活的各种赔偿事故提供保障的学生专用保险。

学生生活のさまざまな賠償事故等を保障する学生専用の保険です。

实际的支付结果 支払実績 (2016年4月～2017年3月)

人寿互助保障的支付结果

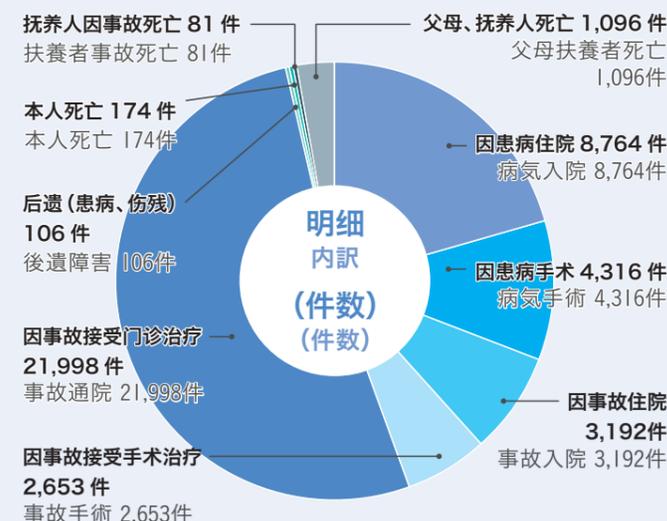
生命共済支払実績

1 年期间的互助保障金 (人寿) 的支付结果
(合计件数为 42,380 件 / 合计支付金额约为 33 亿 6,843 万日元)

1 年間の共済金 (生命) の支払実績
(合計件数 42,380 件 / 合計金額約 33 億 6,843 万円)

对于因受伤 (事故) 接受门诊治疗支付了 21,988 件。

ケガ (事故) による通院で 21,998 件の支払がありました。



火灾互助保障的支付结果

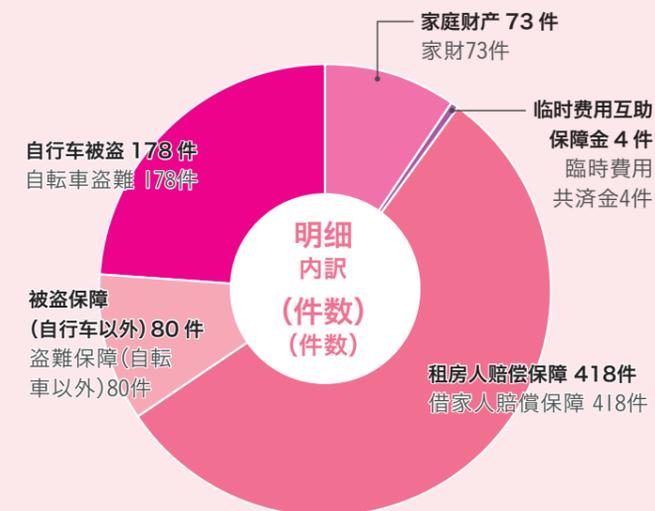
火災共済支払実績

1 年期间的互助保障金 (火灾) 的支付结果
(合计件数为 753 件 / 合计支付金额约为 1 亿 2,534 万日元)

1 年間の共済金 (火災) の支払実績
(合計件数 753 件 / 合計金額約 1 億 2,534 万円)

作为租房人赔偿责任保障支付了 418 件。

借家人賠償責任保障で 418 件の支払がありました。



学生赔偿责任保险支付结果

学生賠償責任保険支払実績

1 年期间的学生赔偿责任保险的保险金支付结果
(合计件数为 3,033 件 / 合计支付金额约为 7 亿 3,634 万日元)

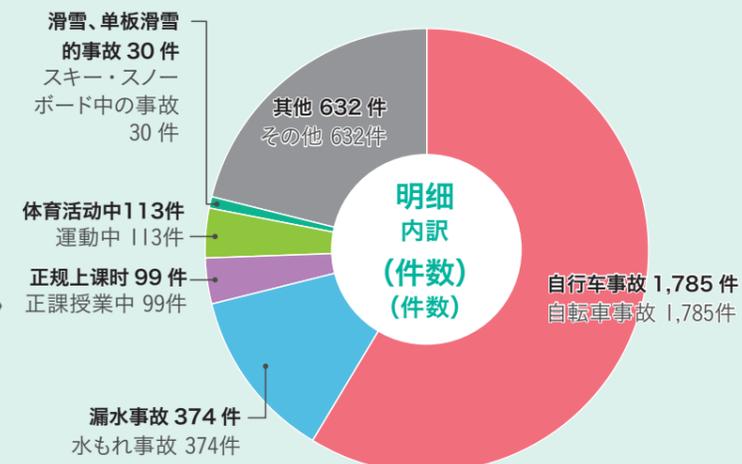
※对学生本人死亡、针刺伤、病毒感染的支付件数、支付保险金除外。

1 年間の学生賠償責任保険の保険金の支払実績
(合計件数 3,033 件 / 合計金額約 7 億 3,634 万円)

※学生本人の死亡、針刺し・ウイルス感染の支払件数、支払保険金は除いています。

骑自行车的学生请务必加入。

自転車に乗る方はぜひご加入ください。



人寿互助保障 生命共済

按年支付会费 掛金年払い 厚生劳动大臣认可事业 厚生労働大臣認可事業

这里的中文翻译为参考内容, 最终以日文为准。
ここに記載する内容につきましては、中国語は参考表示であり、日本語が優先となります。

大学生协的学生会员可以加入。

大学生協の学生組合員が加入できます。



无论对于日本国内还是海外均提供保障。
国内・海外問わず保障します。

		NM型 NM型	NA型 NA型
		1 年的会费 3,400 日元 掛金1年間3,400円	1 年的会费 11,400 日元 掛金1年間11,400円
		1天约10日元 日約10円	1天约32日元 日約32円
		住院日给付額 2,500 日元 等級 (NM 型)	住院日给付額 10,000 日元 等級 (NA 型)
		入院日額 2,500円コース(NM型)	入院日額 10,000円コース(NA型)
患病 病気			
住院保障 入院保障	对从住院的第 1 天开始至 200 天为止提供保障。对因患精神疾病住院以及女性特有的疾病住院也提供保障 入院1日目から200日まで保障。こちらの病気入院や女性特有の病気入院も保障	日给付額 2,500 日元 日額 2,500円	日给付額 10,000 日元 日額 10,000円
手术保障 手術保障	也有诸如检查、拔牙、视力矫正术等不属于保障对象的内容 検査・抜歯・視力回復術など対象にならないものもあります	1 次 10,000 日元 1回につき 10,000円	1 次 50,000 日元 1回につき 50,000円
后遗保障 後遺障害保障	关于因患病导致的后遗, 对 1 ~ 3 级重度残疾提供保障 病気による後遺障害は1~3級の重度障害について保障	150 万日元 ~ 135 万日元 150万円~135万円	600 万日元 ~ 540 万日元 600万円~540万円

受伤 ケガ			
住院保障 入院保障	对从住院的第 1 天开始至 200 天为止提供保障 入院1日目から200日まで保障	日给付額 2,500 日元 日額 2,500円	日给付額 10,000 日元 日額 10,000円
门诊治疗保障 通院保障	如果仅接受门诊治疗或住院与门诊治疗的合计天数为 5 天以上 (例如住院 2 天, 门诊治疗 3 天), 则从第一天起至 90 天为止提供保障 通院のみ、または入院・通院あわせて5日以上の場合(例えば、入院2日、通院3日など)1日目から90日まで保障	日给付額 1,000 日元 日額 1,000円	日给付額 2,000 日元 日額 2,000円
固定器具的使用期间 固定具使用期間	住院日及门诊治疗日除外, 将两天固定日数视为 1 天门诊治疗 入院日および通院日を除いた固定日数2日を通院1日とみなします	两天 1,000 日元 2日で 1,000円	两天 2,000 日元 2日で 2,000円
手术保障 手術保障	也有诸如检查、缝合伤口、拔牙等不属于保障对象的内容 検査・傷口の縫合・抜歯など対象にならないものもあります	1 次 10,000 日元 1回につき 10,000円	1 次 50,000 日元 1回につき 50,000円
后遗伤残保障 後遺障害保障	对因事故导致的后遗伤残, 对 1 ~ 14 级后遗伤残提供保障 事故による後遺障害は1~14級について保障	150 万日元 ~ 6 万日元 150万円~6万円	600 万日元 ~ 24 万日元 600万円~24万円

本人死亡 本人の死亡		
因患病、事故导致死亡 病気・事故による死亡		50 万日元 50万円
其他原因的死亡 その他の死亡	因患病及意外事故以外的原因导致的死亡 病気や不慮の事故以外の原因により亡くなられた場合	25 万日元 25万円
		200 万日元 200万円
		100 万日元 100万円

+ 选项 オプション

加入 NM 型、NA 型人寿互助保障者可附带的选项。 NM型、NA型で生命共済にご加入の方が付帯できるオプションです。 对于“抚养人因事故死亡特约”的附带选项, 需要同时加入“父母抚养人死亡特约”的附带选项。 「扶養者事故死亡特約」の付帯には、「父母扶養者死亡特約」の付帯と合わせての加入が必要です。						
类型 型	NM 型 + NM 型+	NA 型 + NA 型+	1 年期间的会费 1年間の掛金	与 NM 型附带时 NM型に付帯した場合	与 NA 型附带时 NA型に付帯した場合	
+ 选项 1 + オプション1	M 型 M 型	A 型 A 型				
+ 选项 1 + 选项 2 + オプション1 + オプション2	MF 型 MF 型	AF 型 AF 型				
选项 1 オプション1	父母抚养人死亡特约 父母扶養者死亡特約 不限患病或事故提供保障 病気・事故を問わず保障		600 日元 600円	10 万日元 10万円	20 万日元 20万円	
选项 2 オプション2	抚养人因事故死亡特 扶養者事故死亡特約 仅限因事故死亡提供保障 事故による死亡のみ保障		800 日元 800円	一次性或分期支付 100 万日元 一括または分割で100万円	一次性或分期支付 500 万日元 一括または分割で500万円	

●也请务必阅读保障的概要, 重要事项说明书 (第 12、14、15 页)。此外, 请在通过加入申请书确认了告知事项后办理加入手续。
●保障のあらまし、重要事項説明書(12、14、15 ページ)も必ずご一読ください。また、告知事項を加入申込書でご確認のうえお手続きください。



鲁润九
北海道大学 / 来自韩国
魯潤九
北海道大学 / 韓国出身

建议您加入人寿互助保障

生命共済のおすすめ

以前因受伤需要住院和手术治疗时, 由于没有加入互助保障而需要负担 5 万日元左右。此外, 虽然也需要手术, 但是因为日本的医疗费昂贵, 所以临时回国做了手术。当时如果加入了互助保障就好了……感到非常后悔。虽然不发生受伤或患病最好, 然而还是应该做到“有备无患”。

前にケガをして入院と手術が必要だったときに、共済に加入していなかったために5万円くらい負担が必要でした。また手術も必要でしたが、日本は医療費が高いので、一時帰国して受けました。あのとき共済に入っていたら助かったのに……と強く感じました。ケガや病気にならないのが一番ですが、備えあれば憂いなしということわざもあります。

来自获得了给付的学生们的声音

給付を受けた学生の声



在校内发生的事故
学内の事故
脚踝扭伤 足首の捻挫
下楼梯时脚下踩空跌倒, 右脚踝扭伤。因为手里拿了很多书籍, 没有看清脚下而未能站在楼梯上站稳。由于加入了互助保障, 可以放心地过留学生活。(大一 留学生)
階段から降りる際、踏み外してしまって転倒した際に、右足の足首を捻って捻挫。本を大量に持っていたため、前がちゃんと見えなかったので階段を踏み外したと思います。共済に加入しているから、安心して留学生活を送られる。(大学1年 留学生)
互助保障金支付 30,000 日元
共済金の支払い 30,000円

患病 / 住院
病気 / 入院
急性胃肠炎 急性胃腸炎
在暑假回家期间, 因腹泻去医院就诊。第二天进行输液, 然后直接住院。(大一 日本学生)
夏休み帰省中、下痢をしてしまい病院へ。2日目に点滴に行ったところ、そのまま入院した。(大学1年 日本)
互助保障金支付 110,000 日元
共済金の支払い 110,000円

骑摩托车时发生事故
バイク運転中の事故
脑挫伤、面部骨折 脳挫傷・顔面骨折
骑摩托车时在交叉路口右转弯, 撞上了对面驶来的直行车辆, 左侧面部撞在汽车的前挡风玻璃上, 身体在空中飞出, 一时陷入昏迷。(大一 日本学生)
バイク走行中、交差点で右折しようとしたところ、反対側から直進してきた車と衝突し、車のフロントガラスに左顔面をぶつけ、空中に飛ばされ一時意識不明に陥った。(大学1年 日本)
互助保障金支付 1,938,000 日元
共済金の支払い 1,938,000円

在日常生活中发生的事故
日常生活での事故
左脚关节外侧韧带损伤 左足関節外側靭帯損傷
傍晚在自己房间的浴室洗澡, 脚踩在浴缸上准备打开窗户时滑落摔倒。(大二 日本学生)
夕方、自宅の浴室にて入浴中、窓を開けようとして、浴槽に足をかけた時に滑って転倒してしまった。(大学2年 日本)
互助保障金支付 84,000 日元
共済金の支払い 84,000円

在体育活动中发生的事故
スポーツ中の事故
右脚骨折 右足の骨折
在公园玩滑板时摔倒, 右脚骨折。(大一 留学生)
公園でスケートボードをしていて転倒、右足を骨折。(大学1年 留学生)
互助保障金支付 171,500 日元
共済金の支払い 171,500円

骑自行车时发生事故
自転車運転中の事故
面部多处骨折 顔面多発骨折
放学回家后, 去打工的途中在交叉路口与对面驶来的自行车相撞, 头部受到撞击摔倒, 右侧面部发生跌打伤。(大一 日本学生)
大学より帰宅後、アルバイト先に向かう途中、交差点で反対側から走行してきた自転車と出会い頭に衝突、転倒し右顔面を打撲負傷した。(大学1年 日本)
互助保障金支付 214,000 日元
共済金の支払い 214,000円

患病 / 住院及手术
病気 / 入院・手術
尿道结石 尿路結石
早晨起床后突然感到腰部剧痛而紧急住院。因为匆忙住院, 根本没有带换洗的衣物等, 非常为难。“一人为大家, 大家为一人”, 一个人遇到困难时无能为力, 幸亏有互助保障提供帮助。(研究生院 2 年级 留学生)
朝、突然腰部から激痛を感じ緊急入院。急な入院なので、着替え等全く持っていなかったため困りました。「個人がみんなのため、みんなが個人のため」一人では困った時にどうしようもないので、やはり共済に助けてもらった方が良いと思います。(大学院2年 留学生)
互助保障金支付 17,500 日元
共済金の支払い 17,500円

Q 能不能一次加入到毕业为止?
& 卒業まで一括加入できないのですか?
A 学生综合互助保障制度的互助保障期限为 1 年, 会费也需要按年度支付。请汇款或者到生协服务中心支付第一年的会费。互助保障的会费从第二年以后开始将从登录的银行账户转账, 自动持续到计划毕业的年度为止。作为人寿互助保障的持续合约, 对于即使在加入前的患病也从首次申请加入合约之日起经过 1 年后因患病而发生的死亡、住院、手术、后遗, 有时可能支付互助保障金。
学生総合共済は共済期間が1年となっており、掛金も1年ごとにお支払いいただく必要があります。1年目の掛金は払込みまたは生協窓口でお支払いください。共済の掛金は2年目以降からは登録いただいた口座から振替となり、卒業予定年まで自動継続となります。生命共済の継続契約では加入前の発病の場合でも初めて契約を申し込んだ日から、1年を経過した後の病気による死亡、入院、手術、後遺障害の発生について共済金をお支払いできる場合があります。

Q 能否不加入生协而只加入互助保障?
& 生協に加入せず、共済にだけ加入したい。
A 学生综合互助保障的加入资格是成为大学生协的学生会员。这是因为互助保障事业并不是面向不特定多数人员, 而是以团体构成成员相互扶助为目的进行的事业。
学生総合共済は加入資格として、大学生協の学生組合員であることが必要です。これは共済事業が不特定多数ではなく、団体の構成員の相互扶助を目的として行われる事業であるためです。
Q 对因患病在门诊就诊没有保障吗?
& 病気通院は保障されないのですか?
A 对因患病在门诊就诊不提供保障。但是, 如果在门诊接受手术, 则可能成为手术保障互助保障金的给付对象, 请与生协洽询。
病気による通院保障はありません。ただし、通院で手術した場合は手術保障共済金の給付対象になる場合がありますので、生協にお問い合わせください。

火灾互助保障 KW 火災共済 KW

按年支付会費 掛金年払い 厚生労働大臣認可事業 厚生労働大臣認可事業

这里的中文翻译为参考内容, 最终以日文为准。
ここに記載する内容につきましては、中国語は参考表示であり、日本語が優先となります。

大学生协的学生会员可以加入。
大学生協の学生組合員が加入できます。

 提供家庭财产保障及失盗保障, 可以放心。
家財保障と盗難保障がついて安心。

KW 型
1 年的会費 2,000 日元
KW型 掛金1年間2,000円
1天約6日元 1日約6円

賠償保障 賠償保障

火災 破裂・爆発 漏水 因冻结而发生破裂 火災 破裂・爆発 水もれ 凍結による破裂

租房人赔偿责任保障 借家人賠償責任保障

因加入者的过失而发生火灾以及给排水设备的漏水事故对租借的房屋造成损害, 依法承担对房主(出租人)的损害赔偿责任时的保障
加入者の過失により火災や給排水設備等から水もれ事故を起こし借用戸室に損害を与え、貸主(大家)に対し法律上の損害賠償責任を負担する場合に保障

至 1,200 万日元
1,200万円まで
(无自负担額)
(自己負担額なし)

家庭财产发生火灾、淹水、风灾及水灾等 家財の火災・水ぬれ・風水害など

火災 雷电 破裂・爆発 浸水 风灾及水灾 火災 落雷 破裂・爆発 水ぬれ 風水害

家庭财产的保障 家財の保障

因火灾、雷电、风灾及水灾等使加入者的家庭财产遭受损失时的保障
※对于可修理的情况保障修理費用
火災・落雷・風水害などにより加入者の家財が損害を受けた場合に保障
※修理可能なものは修理費用を保障します

至 300 万日元
300万円まで
(无自负担額)
(自己負担額なし)

临时费用 臨時費用

支付家庭财产被全部烧毁、损毁时的临时费用
家財が全損(全焼・全壊)のとき臨時費用としてお支払い

至 20 万日元
20万円まで

失盗保障 盗難保障

失盗的家庭财产保障 盗難家財保障

出租屋室内的被互助保障人拥有的家庭财产失盗、损坏、弄脏时的保障
借用戸室内の被共済者所有の家財が盗まれたり、壊されたり、汚されたときに保障

至 50 万日元
50万円まで
(无自负担額)
(自己負担額なし)

现金失盗保障 盗難現金保障

被互助保障人在出租屋室内的现金等失盗时的保障
借用戸室内の被共済者所有の現金などが盗まれたときに保障

至 10 万日元 10万円まで
(无自负担額) (自己負担額なし)

自行车失盗保障 (小型摩托车除外) 自転車盗難保障 (原付は対象外)

加入者在出租屋的场地内设置的专用自行车停车场上锁保管的被互助保障人拥有的常用自行车
※专用自行车停车场指房主(出租人)认可的设置、管理的地点
加入者の借用戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場所に施錠保管していた被共済者所有の常用自転車
※専用の駐輪場所とは、貸主(大家)が認めた設置・管理する場所

重新购买的价額至 3 万日元
再取得価額3万円まで
(自负担額 5,000 日元)
(自己負担5,000円)

失盗出租屋修理费用保障 盗難借用戸室修理費用保障

因失盗造成的出租屋的门窗玻璃及门锁损坏, 要求必须承担修理费用时的保障
盗難で借用戸室の窓ガラスやカギを壊され、修理代を負担しなければならないときに保障

至 15 万日元 15万円まで
(无自负担額)
(自己負担額なし)



请大家注意!
ご注意ください!

对于下列情况无法支付互助保障金。下記のような場合は共済金はお支払いできません。

- 因缺陷、腐蚀、生锈、发霉、陈旧等自然消耗等原因导致出租屋的损坏、脏污
- 例如在上下学的途中钱包失窃等在租用房屋的室外被盗、以及在租用房屋的室内保管的他人物品被盗等
- 墙壁及地面等的划伤以及租借的设备等的损坏
- 因地震、火山爆发及由此引起的海啸、以及火灾、风灾及水灾等造成的损害
- 欠陥、腐食、さび、カビ、老朽化などの自然の消耗などを原因とする借用戸室の損壊・汚損
- 通学途上で財布を盗まれたような借用戸室外での盗難事故、借用戸室内であっても他人から預かっていた物の盗難事故など
- 壁や床などをキズつけた場合や借用している設備等を壊した場合
- 地震、噴火、これらによる津波、火災、風水害等による損害

- 也请务必阅读保障的概要、重要事项说明书(第 13、14、15 页)。此外, 请在通过加入申请书确认了告知事项后办理加入手续。
- 保障のあらまし、重要事項説明書(13、14-15 ページ)も必ずご一読ください。また、告知事項を加入申込書でご確認のうえお手続きください。

※关于因漏水对楼下的人造成家庭财产损害的赔偿, 由于不属于火灾互助保障的范围, 因此请务必也加入“学生赔偿责任保险”。
※水もれによる階下の人の家財への賠償は火災共済では保障されないのので「学生賠償責任保険」とぜひあわせてご加入ください。



东北大学 / 来自中国
任可欣
東北大学/中国出身

建议您加入火灾互助保障

火災共済のおすすめ

留学生刚到日本时, 由于独立生活的经验不足, 容易因不注意发生事故。使用家用电器、煤气、香薰蜡烛等时发生火灾的危险性较高。万一发生火灾, 不仅对自己租借的公寓、而且对邻居也可能造成损害。为了减少发生这种情况时的损失, 建议加入火灾互助保障。

留学生は日本に来たばかりの時、一人暮らしの経験が足りないため、不注意の事故を起こしやすいです。家電、ガス、アロマキャンドルなど使用する際に火災になる危険性が高いです。火災を起こしたら、自分の賃貸マンションだけではなく、近隣に被害が及ぶ恐れもあります。こんな場合の損失を減らすために、火災共済の加入をお勧めしております。

来自获得了给付的学生们的声音

給付を受けた学生の声



承租人的赔偿 借家人賠償

漏水 水もれ

因洗衣时离开, 没有发现水管脱落使水漏到楼下, 造成建筑物损坏。(大一 留学生)
洗濯中にその場を離れた際にホースが外れたことに気がつかず階下に水もれし、建物に被害がでた。(大学1年 留学生)

互助保障金支付 249,195 日元
共済金の支払い 249,195円

承租人的赔偿 借家人賠償

因冻结而破裂 凍結による破裂

由于没有将水放干净使浴室锅炉冻结而破裂。如果将水排放干净就可以避免。(研究生院1年级 留学生)
水抜き不十分のために風呂釜が凍結し、破損。水抜きをきちんとしていれば防げたと思う。(大学院1年 留学生)

互助保障金支付 20,000 日元
共済金の支払い 20,000円

承租人的赔偿 借家人賠償

因冻结而爆裂 凍結による破裂

由于大门外的热水器没有进行防冻处理被冻裂漏水。今后应采取关闭水阀等防冻措施。(研究生院1年级 留学生)
玄関外の給湯器が凍結予防処理をしていなかった為、破損し水がもれた。水道栓を締めおくといった凍結予防をしておくべきだった。(大学院1年 留学生)

互助保障金支付 49,600 日元
共済金の支払い 49,600円

家庭财产 家財

失盗 盗難

出门时窗户玻璃被打破, 笔记本电脑、相机、眼镜等被盗。因为住在公寓的一楼, 所以应在外出时关好阳台的卷门。(大四 留学生)
留守中、窓ガラスを割って侵入され、ノートパソコン、デジカメ、メガネなどが盗まれた。アパートの部屋は一階なので、留守にする時はベランダのシャッターを降ろして外出すべきだった。(大学4年 留学生)

互助保障金支付 257,190 日元
共済金の支払い 257,190円

家庭财产/现金 家財/現金

失盗 盗難

海外旅行回来时发现房门被挖了一个洞, 门锁被打开, 现金和一个行李箱被盗。(研究生院2年级 留学生)
海外旅行より帰宅すると、ドアに穴が開けられ施錠が外されており、現金とビジネスキャリアが盗まれていた。(大学院2年 留学生)

互助保障金支付 43,465 日元
共済金の支払い 43,465円

Q & A

火灾互助保障是否仅对发生火灾提供保障?

火災共済は、火災の時だけ保障されるのですか?

不仅是火灾, 而且对于因给排水设备等的漏水、风灾及水灾、雷电等造成的家庭财产的损害也提供保障。另外, 也对因自己的原因造成的火灾或漏水, 房主对出租屋的损害要求赔偿时也提供保障。(对其他房屋造成损害的赔偿, 火灾互助保障制度不提供保障。学生赔偿责任保险可能提供保障, 建议与火灾互助保障一同加入。)

火災だけでなく、給排水設備等からの水もれや、風水害、落雷での家財の損害も保障します。また、自分が火災や水もれを起こして大家さんから借用戸室の損害賠償を請求されたときの保障もあります。(他室の家財に与えた損害の賠償は火災共済では保障されません。学生賠償責任保険で保障される場合がありますので、火災共済とあわせて加入をおすすめします。)

Q & A

对打工、旅行、回国时的患病或受伤是否提供保障?

アルバイト中や旅行中、帰国中の病気やケガについては保障されますか?

如果属于互助保障给付对象的疾病或受伤, 无论在哪里发生都提供保障。(火灾互助保障的保障仅限于日本国内。)
共済の給付対象となる病気やケガであれば、どこで起こったものでも保障されます。(火災共済は日本国内のみの保障です。)

Q & A

如果没有患病或受伤, 是否退还会费?

病気やケガをしなかったら掛金は戻ってきますか?

即使没有患病或受伤, 会费也不退还。但是学生综合互助保障是“大家对因患病或受伤而遇到困难的伙伴出资援助的慰问金(互助保障金)制度”, 因此大家的会费都可可靠地为我们同学发挥作用。
病気やケガをしなくても、掛金は戻ることはありません。しかし、学生総合共済は「病気やケガをして困っている仲間みんなでお金を出し合ってお見舞い金(共済金)をおくる制度」ですから、みなさんの掛金は確実に仲間のために役立っています。

学生赔偿责任保险

16H

学生賠償責任保険

16H

大学生協の学生会員可以加入。大学生協の学生組合員が加入できます。

至预定毕业年度的保险费一次性支付 卒業予定年まで一括払い

这里的中文翻译为参考内容，最终以日文为准。
ここに記載する内容につきましては、中国語は参考表示であり、日本語が優先となります。

日常生活个人赔偿责任补偿特约及受托品补偿大型部分变更特约附带学生、儿童综合保险、设施及产品赔偿责任保险

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償大型一部変更特約付帯学生・こども総合保険・施設・生産物賠償責任保険

承保公司: 三井住友海上火灾保険株式会社(干事)・共栄火灾海上保険株式会社(非干事)
引受保険会社: 三井住友海上火災保険株式会社(幹事)・共栄火災海上保険株式会社(非幹事)

学生賠償責任保険 学生賠償責任保険	至预定毕业年度的保险费一次性支付 卒業予定年まで一括払い
1年	¥1,780
2年	¥3,120
3年	¥4,470
4年	¥5,800
5年	¥7,150
6年	¥8,070

※必須按照至毕业为止的年数申请。
※必ず卒業までの年数での申込みが必要です。
上述金額は2018年4月29日以前に支払った際の保険料。
上記は2018年4月29日までに払込んだ場合の保険料です。

日常生活(包括正规课程的讲义等)中的赔偿事故[日本国内・海外]

对他人的赔偿责任 他人に対する賠償責任

骑自行车撞到行人,使对方受伤。
滑雪时相撞,造成对方骨折、住院。(如果对方住院20天以上,另外支付临时费用保险金。)
在出租屋发生漏水,对楼下的人造成家庭财产损害。
在教育实习中,误使学生受伤。

- ・自転車で歩行者にぶつかりケガをさせた。
- ・スキーで衝突して相手が骨折し、入院した。(相手が20日間以上入院された場合には、別途、臨時費用保険金をお支払いします。)
- ・借戸室で水もれを起こして、階下の人のお家財に損害を与えた。
- ・教育実習中、過って生徒にケガをさせた。

对从他人借用的物品的赔偿责任 他人から借用したものに対する賠償責任

在实习中(就职体验),从实习单位借用的电脑掉在地上损坏。
・インターンシップ(就業体験)中、就業体験先から借りたパソコンを床に落として壊した。

对1次事故的最高上限至2亿日元 最高1事故2億円まで

对在正规课程的讲义等受托的信息设备等的记录信息事故以500万日元为上限。
正課の講義等で受託した情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。

正规课程的讲义等中的赔偿事故(人格权侵害)、费用损害[日本国内・海外]

对侵害他人隐私以及损害名誉的赔偿责任 他人のプライバシー侵害や名誉毀(き)損に対する賠償責任

每年最高至500万日元 年間最高500万円まで

因在医疗相关实习等中发生的事故采取预防感染措施、治疗所需要的费用(防止感染事故损害费用)

医療関連実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療に要した費用(感染事故損害防止費用)
在临床实习中,不小心对患者使用过的注射器针头扎伤自己的手感染,由于可能感染他人而进行自身的感染治疗。
・臨床実習中に患者に使用した注射針を過って自分の手に刺して感染してしまい、他人への感染のおそれが発生したため、自身の感染の治療を行った。

每年最高至500万日元 年間最高500万円まで

对他人的慰问(根据受害人的受伤程度)

他人に対するお見舞い(被害者のケガの程度によります。)
在足球比赛中,摔倒时造成对方的脚部骨折,慰问时送慰问品。
・サッカーの試合中、転倒時に相手の足を骨折させたため、見舞い時にお見舞品を渡した。

对1名被害人最高至50万日元(对1次事故最高至100万日元) 被害者1名につき最高50万円まで(1事故につき最高100万円まで)

因受伤导致加入者本人死亡 ケガにより加入者本人が亡くなった場合

向加入者(被保険者)的法定继承人支付 加入者(被保険者)の法定相続人へお支払い

10万日元 10万円

※学生赔偿责任保险不是互助保障,是三井住友海上火灾保険株式会社作为干事承保公司的团体合约保险产品。

※学生賠償責任保険は共済ではなく、三井住友海上火災保険株式会社を幹事引受保険会社とする団体契約保険商品となります。

请大家注意! ご注意ください!

对以下情况无法支付保险金。

- 以汽车、摩托车(包括小型摩托车)为起因对第三者的赔偿责任
- 在体育活动中(通常的规则范围)的参加者之间的赔偿责任(依法赔偿责任自身不发生时)
- 大学管理责任下的赔偿责任(学生个人依法无责任时)
- 关于出租屋的损坏对房主的赔偿责任.....等

下記のような場合、保険金はお支払いできません。

- 自動車・バイク(原付を含む)による第三者への賠償責任
- スポーツ(通常のルール範囲)における参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任自体が発生しない場合)
- 大学の管理責任下での賠償責任(法律上、学生個人に責任がない場合)
- 借戸室の損壊について貸主に対する賠償責任.....など

- 请务必同时阅读16~18页的“制度概要”。
- P16~18の「制度のあらまし」も必ずご一読ください。
- 请注意,加入后与保险公司的洽询以及保险公司同您的联系将使用日语。
- 加入後の保険会社への相談、保険会社からの連絡は日本語となりますのでご了承ください。

关于保险费,请参照上述以及第22页的内容。 保険料については、上記またはP22をご参照ください。



孙明明
名古屋大学/来自中国
孫明明
名古屋大学/中国出身

建议您加入学生赔偿责任保险

学生賠償責任保険のおすすめ

如果骑自行车撞到行人造成对方受伤,可能发生自己无法承担的赔偿金额。对他人造成损害时,如果加入了学生赔偿责任保险,可能获得保险金的支付,因此对于支付高额赔偿金也不必担心。孙明明

自転車で歩行者にぶつかり相手にケガをさせた場合、自分では負担しきれない額の請求が発生することがあります。他人に迷惑をかけてしまったとき、学生賠償責任保険に加入していると、保険金で支払いされる場合もあるので、高額の賠償金を支払う心配がなく助かります。

日常生活中的事故例
日常生活における事故例

漏水事故 水もれ事故

因没有将水排放干净,厕所和厨房的水管被冻裂,造成楼下的房间发生损害。

水抜きが不十分だったため、トイレと台所の水道管が凍結破裂して、階下建物に損害を出してしまった。

保险金支付 420,283 日元
保険金の支払い 420,283円

日常生活中的事故例
日常生活における事故例

日常活动 日常活動

在舞蹈小组活动中,不小心打碎了借用的舞蹈教室的玻璃。

ダンスサークルの活動中、過って貸しスタジオのガラスを割ってしまった。

保险金支付 130,000 日元
保険金の支払い 130,000円

日常生活中的事故例
日常生活における事故例

在正规课程的讲义等中发生的事故例
正課の講義等における事故例

自行车事故 自転車事故

骑自行车时,撞到从出租车上下车的人,对方摔倒,造成手部骨折。

自転車走行中、タクシーから降りてきた相手に接触し、相手が転倒、手を骨折させてしまった。

保险金支付 1,173,949 日元
保険金の支払い 1,173,949円

日常生活中的事故例
日常生活における事故例

在正规课程中 正課中

使用试验装置时,误放入纸张而被风扇卷入发生损坏。

実験器具を使用中、過って紙を入れてしまい、ファンが紙を巻き込んで破損してしまった。

保险金支付 43,785 日元
保険金の支払い 43,785円

遇到这样的情况时非常有用!

こんな時にお役に立ちます!



提供调解交涉服务(仅限日本国内。损害名誉、侵害个人隐私的事故除外。)

示談交渉サービス付き(国内での賠償事故、名誉毀(き)損・プライバシー侵害事故を除く。)

调解交涉的服务是,如果本保险的被保险人成为加害人,在被害人同意的前提下,保险公司代替被保险人与被害人交涉调解的服务。

※有时可能无法受理调解交涉,因此有关详情,请打电话与大学生协互助保障・保险支援服务中心洽询。

示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、被害者の同意を得て被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。

※示談交渉をお引き受けできない場合もありますので、詳しくは大学生協共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。

为了解决加入者在日常生活中发生的问题

加入者が日常生活中にトラブルを抱えたときのために
※加入学生赔偿责任保险的全体人员可利用以下服务。
※学生賠償責任保険にご加入いただいた方全員が、次のサービスをご利用いただけます。

生活支援服务(免费咨询)
生活サポートサービス(ご相談無料)

可通过电话利用在日常生活中发挥作用的各种服务。向加入学生、儿童综合保险等的客户以及与其一同居住的家属提供的专用服务。详情请洽保险代理店或承保的保险公司。日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。学生・こども総合保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- 健康、医疗 健康・医療**
 - ・健康、医疗咨询
 - ・提供医疗机构综合信息等
 - ・健康・医療相談
 - ・医療機関総合情報提供等
- 生活咨询 暮らしの相談**
 - ・生活中的问题咨询(法律咨询)
 - ・生活中的税务咨询
 - ・暮らしのトラブル相談(法律相談)
 - ・暮らしの税务相談
- 护理 介護**
 - ・提供与护理相关的信息
 - ・有关护理的问题咨询等
 - ・介護に関する情報提供
 - ・介護に関する悩み相談等
- 信息提供、介绍服务 情報提供・紹介サービス**
 - ・育儿咨询(12岁以下)
 - ・提供生活信息等
 - ・子育て相談(12才以下)
 - ・暮らしの情報提供等

□三井住友海上火灾保険株式会社网站也通过“健康、护理站”提供有关健康及医疗、护理的信息。
□三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

*服务仅限使用日语。*关于服务时间和电话号码(免费电话),参见加入后发送的加入者证的说明等。*根据使用的电话线路,有时可能无法利用。此外,该利用仅限日本国内。*本项服务由承保的保险公司的协作服务公司提供。有关海外的咨询等,某些咨询内容可能无法应对。*本项服务可能变更或中止,恕不预先通知,敬请理解。

*サービスは日本語でのご利用に限ります。 *サービス受付のご利用時間・電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。 *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。 *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。 *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

利用过调解交涉服务的学生的声音 示談サービスを利用した学生の声

无论是作为自己还是对方,由专业人士介入中间调解,使我们感到非常放心。

自分もそうですが、相手の方も、プロの方が間に入ってくれることにとっても安心できましたと言われました。

关于学生赔偿责任保险的洽询事项,请打电话与大学生协互助保障・保险支援服务中心洽询。(限用日语)

学生賠償責任保険に関するご質問は、大学生協共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。(注)対応言語は日本語に限ります。

(免费电话) (通話料無料) 0120-335-770

服务时间 星期一至星期五 9:40~17:30
受付時間 平日 9:40~17:30

如果秋季入学、秋季毕业,学生赔偿责任保险的保险费是如何规定的?

たとえば秋に入学し、秋卒業の場合、学生賠償責任保険の保険料はどのようになりますか?

因为规定学生赔偿责任保险的保障满期日为4月1日,所以加入到毕业后的4月1日为止,毕业时办理手续后会退还大约半年的保险费。

学生賠償責任保険の保障満期日が4月1日に決まっているため、卒業後の4月1日まで加入した上で、卒業時に手続きをすると約半年分の保険料が返還されます。

如果预定毕业的时间发生变更怎么办?

卒業の予定が変更になった場合はどうすればいいですか?

在变更确定时请在生协服务中心提出申请,办理变更手续。如果进入研究生院等学习,请办理毕业后继续加入的手续。

変更が確定した時点で、生協の窓口へ申し出て変更手続きを行ってください。大学院などに進学する場合は卒業継続の手続きを行ってください。

保障のあらし 生命共済

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
病氣入院保障	契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を原因として共済期間中に入院された場合、その共済期間中の入院について病氣入院保障共済金を支払います。 ▲ご注意 ●病氣による通院は保障の対象ではありません。 ●異なる病氣により入院期間が重複する場合は、その期間については重複して共済金を支払いません。 ●病氣による入院期間と事故による入院期間が重複する場合は、重複して共済金を支払いません。	病氣入院保障共済金額に入院日数を乗じて病氣入院保障共済金を支払います。 ※入院日数は、入院した日から医師が認定した退院日までとします。 ●病氣入院保障共済金の支払は1事由の病氣につき200日限度です。ただし、同一事由による入院が限度日数を超える場合、限度日数の翌日から起算して160日を経過した後の入院については、新たに200日を限度とする病氣入院保障共済金を支払います。	●共済期間外の入院。 ●契約のお申込み時に発病していた病氣、告知を行っていた病氣による入院(新規契約申込み後1年を経過したものを除く)。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 ●頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。 ●健康保険および療養費の対象とならない入院。
病氣後遺障害保障	契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を原因として共済期間中に後遺障害が生じた場合、病氣重後遺障害保障共済金を支払います。 ▲ご注意 ●ご契約時にすでに後遺障害の状態にあった被共済者が、共済期間中に同一部位に加重して障害を負った場合は、所定の金額を後遺障害保障共済金より差し引いて支払います。	短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障害等級別支払割合表」の1級から3級の後遺障害が生じた場合は、その等級に応じて「病氣重後遺障害保障共済金額」の100%から90%を支払います。	●共済期間外に生じた病氣重後遺障害。 ●契約のお申込み時に発病していた病氣、告知を行っていた病氣による後遺障害(新規契約申込み後1年を経過したものを除く)。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。
事故入院保障	共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因としてケガをし、事故の日から180日以内に入院された場合は、共済期間中の入院に対して、事故入院保障共済金を支払います。 ▲ご注意 ●異なる事故により入院期間が重複する場合は、その期間については重複して共済金を支払いません。 ●病氣による入院期間と事故による入院期間が重複する場合は、重複して共済金を支払いません。	事故入院保障共済金額に入院日数を乗じて事故入院保障共済金を支払います。 ※入院日数は、入院した日から医師が認定した退院日までとします。 ●事故入院保障共済金の支払は、1事由の事故につき事故日から180日以内の入院開始に対し200日限度です。 ●事故日から360日を経過し、かつ事故入院支払限度日数200日を超えての入院については、病氣入院とみなし新たに200日を限度とする病氣入院保障共済金を支払います。	●共済期間外に発生した不慮の事故(*)による入院。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 ●無免許、無資格運転、酒気帯り若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、信号無視、遮断中踏切内進入により生じたもの。 ●頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。 ●健康保険および療養費の対象とならない入院。
事故通院保障	共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因としてケガをし、事故の日から180日以内に入院または通院を開始され、通院のみの日数または入院と通院の合計日数が5日以上になった場合は、事故の日から360日以内の通院について、1日目から事故通院保障共済金を支払います。 ▲ご注意 ●固定具を用いる治療は、入院日および通院日を除く固定日数2日を通院1日と算定します。 ●脱臼、骨折、打撲、捻挫に限り、柔道整復師の施術を通院と認めます。 ●医師の指示がある場合に限り、鍼灸師等の施術を通院と認めます。	事故通院保障共済金額に通院日数を乗じて事故通院保障共済金を支払います。 ただし、同一事由かつ1回の事故について90日を限度とします。 ●通院日数は、平常の生活または業務に支障がない程度に沿ったときまでとします。 ●同一日に複数回の通院があっても通院日数は1日です。 ●限度日数90日には固定算定日数を含みます。	●前項の事故入院保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。 ●入院期間中の通院および入院、通院日の固定具の使用については、事故通院保障共済金を支払いません。また、以下に該当する固定具については、事故通院保障共済金を支払いません。 ・手術により内固定、創外固定したとき ・固定具を手指のうち第Ⅲ指、第Ⅳ指または第Ⅴ指のみに装着したとき ・固定具を足指、鼻、歯のみに装着したとき
事故後遺障害保障	共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因としてケガをし、事故の日から360日以内に後遺障害が生じた場合は、事故後遺障害保障共済金を支払います。 ▲ご注意 ●事故の日から360日を超えてもなお治療が必要な場合には、事故の日から361日目における医師の診断により後遺障害の程度を認定して、事故後遺障害保障共済金を支払います。	短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障害等級別支払割合表」の1級から14級の後遺障害が生じた場合は、その等級に応じて「事故後遺障害保障共済金額」の100%から4%を支払います。	●共済期間外に発生した不慮の事故(*)による後遺障害。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 ●無免許、無資格運転、酒気帯り若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、遮断中踏切内進入により生じたもの。
手術保障	病氣入院保障共済金および事故入院保障共済金のお支払いの対象となる入院期間中に、その入院の原因となった病氣やケガの治療を目的として、全国大学生協共済生活協同組合連合会が「手術一覧表」に定める手術を受けた場合は、手術保障共済金額を支払います。なお、通院による手術であっても、お支払いできる場合があります。	手術1回につき、手術保障共済金額を支払います。 ●次の場合は複数の手術を受けたときでも、1回の手術とみなします。 ①複数回実施する手術を1回(一連)の手術として医療機関が算定する場合。 ②同日に複数の手術が実施された場合。	●短期生命共済事業規約に定める別表第3「手術一覧表」以外の手術(具体例:検査、視力回復術、傷口の縫合、抜歯など歯・歯周組織の処置、プレート除去等)。 ●病氣、事故入院保障共済金をお支払いしない入院期間中に行った手術。 ●支払対象入院期間中に行った手術であっても、病氣やケガの治療を直接の目的としない手術。 ●事故通院保障共済金が支払えない実通院日に行われた手術
本人の死亡保障	契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を原因として共済期間中に亡くなられた場合、または共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因として、共済期間中若しくは事故の日から360日以内に亡くなられた場合は、死亡保障共済金を支払います。 ▲ご注意 ●すでに後遺障害保障共済金のお支払いがされている場合は、死亡保障共済金の額から、すでにお支払いした後遺障害保障共済金の額を差し引いた額を死亡保障共済金として支払います。	死亡保障共済金を支払います。 ●病氣や不慮の事故(*)以外の原因(自殺の場合)により共済期間中に亡くなられた場合、死亡保障共済金額の2分の1の金額を支払います。	●契約のお申込み時に発病していた病氣、告知を行っていた病氣により亡くなられた場合(新規契約申込み後1年を経過したものを除く)。 ●契約者の故意。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●被共済者の犯罪行為、私闘。 ●無免許、無資格運転、酒気帯り若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、遮断中踏切内進入により生じたもの。
死亡扶養者	父母(配偶者の父母を除きます。)または扶養者が共済期間中に亡くなられた場合は、1名ごとに父母扶養者死亡特約共済金額を支払います。	該当者1名につき父母扶養者死亡特約共済金額を支払います。	●共済期間外の父母、扶養者の死亡。 ●被共済者の故意、重大な過失。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為。
死亡扶養者事故	契約により登録された扶養者(以下、扶養者といいます。)が、共済期間中に発生した不慮の事故(*)を直接の原因として、事故の日から360日以内かつ共済期間中に亡くなられた場合は、扶養者事故死亡特約共済金額を支払います。 ▲ご注意 下記の場合は保障の対象となりません。 ●不慮の事故(*)以外の原因により扶養者が亡くなられた場合。 ●病氣により扶養者が亡くなられた場合。	扶養者事故死亡特約共済金額として500万円を一括または分割して支払います。 なお、この特約での共済金のお支払いは、1人の被共済者に対して、すべての生命共済契約の共済期間を通じて1回限りです。	●共済期間外に発生した不慮の事故(*)により扶養者が亡くなられた場合。 ●契約者、被共済者の故意。 ●扶養者の故意、重大な過失、自殺行為、私闘。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為。

保障のあらし 火災共済

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
借家人賠償責任保障	●共済期間中に被共済者の過失により火災、破裂/爆発、給排水設備等からの水もれ、水ぬれ事故を起こし、借戸室内に損害を与え、貸主(大家)に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に、借家人賠償責任保障共済金を支払います。 ●水道管の凍結破裂による漏水等の事故は、被共済者にその責任があると認められる場合のみ、共済金を支払います。	損害賠償金額を支払います。 ※1回の事故につき借家人賠償責任保障共済金額が限度となります。 *貸主との間に訴訟等が必要となった場合、全国大学生協共済生活協同組合連合会から書面により同意を得た訴訟費用等については、上記の損害賠償金とは別にその費用を支払います。 *他の共済や保険の契約がある場合、被害額をそれらの共済等と按分した額を支払います。	●契約者の故意。 ●被共済者の故意、心神喪失、指図。 ●改築、増築、取り壊し等の工事。 ●被共済者と貸主との間で、損害賠償に関する特別の約定がある場合、その約定により加重された賠償責任。 ●貸主に借戸室を引き渡した後に発見された借戸室の損壊等。 ●台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災。 ●地震、噴火、またはこれらによる津波。 ●借戸室の欠陥、腐食、さび、かび、その他の自然消耗、老朽化等。 ●火災、破裂爆発(凍結による破裂を含む)、給排水設備等からの水もれ以外の原因による借戸室の破損、汚損、毀損による損害
家財の火災、水ぬれ風水害など	●共済期間中に発生した火災、落雷、破裂/爆発、建物の外部からの人為的災害、給排水設備等や被共済者以外の者が占有する他の部屋からの漏水、放水、溢水による水ぬれ、風水害等の自然災害によって、借戸室内に収容されている被共済者の所有する家財が損害を受けた場合に、火災保障共済金を支払います。 ●火災保障共済金の対象となる家財は、被共済者の借戸室、借戸室と同一の建物区画内に所在し、被共済者の所有する家財に限りです。 ▲ご注意 次のものは家財保障の家財に含まれません。 ①通貨、有価証券、預貯金証書、ATMカード、クレジットカード等 ②定期券、航空券、パスポート等 ③稿本、設計書、図案等 ④貴金属、宝石、書画骨董等 ⑤船舶および自動車(自動車には自動二輪車および自動三輪車を含みます。◆原動機付自転車*5)は家財保障の対象家財です。⑥動物および植物	損害額(再取得価額)を支払います。 ※ただし、火災保障共済金額が限度となります。また、修理、クリーニングが可能なのはその実費となります。 ●家財が全損(全焼、全壊)と当会が認定したときは、臨時費用共済金として1回の事故につき、20万円を支払います。 ●損害の発生および拡大の防止に必要、かつ有益な費用を損害防止費用として支払います。 ●損害が第三者の行為によるもので、損害賠償を受けた場合は、その賠償額を差し引いたうえで、共済金を支払います。	●契約者、被共済者の故意、重大な過失、法令違反。 ●家財の使用若しくは管理を委託された者、または被共済者の親族の故意。 ●火災等、風水害等の際の紛失、盗難。 ●戦争、外国の武力行使内乱等の事変によって発生した火災、風水害等による損害。 ●地震、噴火、またはこれらによる津波、火災、風水害等による損害。
盗難家財保障	●共済期間中に発生した盗難事故(*)により、借戸室の中の被共済者所有の家財が盗取、き損、汚損された損害について盗難家財保障共済金を支払います。 ※スローカー行為による損害(*)を含みます。 ●借戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場所(*)に施錠保管された常用している被共済者所有の自転車(原動機付自転車*5)は保障対象外です。また、自転車を構成する部品や車体購入後に装着した部品のみ盗難は保障対象外です。が盗取されたときは、その損害の一部について盗難家財保障共済金を支払います。 ▲ご注意 ●所轄警察署への盗難の届出が必要です。 ●次のものは盗難家財保障の家財に含まれません。家財の保障の「次のものは家財保障の家財に含まれません」と同一内容です。	損害額(再取得価額)を支払います。 ※ただし、盗難家財保障共済金額を限度とします。 ●自転車盗難損害については、損害額(再取得価額)から5,000円を差し引いた額を支払います。ただし、損害額(再取得価額)は、3万円を限度とします。 例)損害額(再取得価額)が35,000円の場合、再取得価額は3万円が最高限度額となります。お支払いする共済金は、損害額(再取得価額)30,000円-5,000円(自己負担)=25,000円	●契約者、または被共済者の故意、重大な過失。 ●共済の目的物の使用または管理を委託された者、または被共済者の親族の故意。ただし、その者が被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 ●盗難事故発生時点で借戸室内に収容されていなかった家財の損害。 ●被共済者の所有でないものの損害。 ●火災等、風水害等の際の盗難。 ●地震、噴火、津波の際の盗難。 ●地震、噴火、津波の際の紛失 ●戦争、武力の行使、革命、内乱等の事変、暴動、騒じょう等の際の盗難。 ●紛失。 ●借戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場所以外での自転車の盗難。 ●盗取された家財が共済金を支払う前に回収されたとき
盗難現金保障	●共済期間中に発生した盗難事故(*)により、借戸室の中の被共済者が所有する通貨または預貯金証書が盗取された場合の損害について盗難現金保障共済金を支払います。 ※スローカー行為による損害(*)を含みます。 ▲ご注意 ●所轄警察署への盗難の届出が必要です。 ●預貯金証書の盗難は、預貯金口座から現金が引き出された場合に限りです。◆預貯金先への届出が必要です。	損害額を支払います。 ※ただし、盗難現金保障共済金額を限度とします。	●盗難家財保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。 ※「自転車の盗難」は除く ●盗取された現金が共済金を支払う前に回収されたとき
盗難借戸室修理費用保障	●共済期間中に発生した盗難事故(*)により、借戸室が破損、汚損、き損し、賃貸借契約にもとづいて貸主(大家)から請求され、ご自身の費用で修理する場合、その修理費用について盗難借戸室修理費用保障共済金を支払います。 ※スローカー行為による損害(*)を含みます。 ▲ご注意 ●所轄警察署への盗難の届出が必要です。 ●盗難事故(*)以外の原因による借戸室の破損、汚損またはき損による損害は保障対象外です。	損害額を支払います。 ※ただし、盗難借戸室修理費用保障共済金額を限度とします。	●借戸室以外の修理費用。 ●火災等、風水害等による損害の修理費用。 ●地震、噴火、津波による損害の修理費用。 ●戦争、武力の行使、革命、内乱等の事変、暴動、騒じょう等による損害の修理費用。 ●貸主に借戸室を引き渡した後に発見された借戸室の損壊等の修理費用。 ●借戸室の欠陥、腐食、さび、かび、その他の自然消耗等。

※新入生(編入学・院入学を含む)の新規契約者に限り、入学月の前月の1日又は新規契約の申込みを承諾した日の翌日のいずれか遅い日から発効日の前日までの期間に火災共済の保障の対象となる事故が発生した場合は、共済期間中の事由とみなし、該当する共済金、費用を支払います。また、その期間における階下への水もれなど、学生生活における、他人に対する賠償事故への備えもごぞいます。(詳しくは、「大学生協の学生総合共済ホームページ」をご覧ください。)



用語の解説

- (*)「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故、および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項および第4項に定める感染症をいいます。
 - (*)「盗難事故」とは強盗もしくは窃盗または、それらの未遂をいいます。
 - (*)「スローカー行為による損害」とは、「スローカー行為等の規制等に関する法律」に定める行為等により、借戸室内の被共済者が所有する財物(現金を含む)の損害、および借戸室の破損、汚損、またはき損による損害をいい、「盗難事故」に含めます。
 - (*)「専用の駐輪場所」とは、借戸室がある建物の敷地内に併設され、借戸室の貸主が設置、管理し、居住者の駐輪を認めた場所のことをいいます。
 - (*)「原動機付自転車」とは、「道路運送車両法施行規則」に定める排気量125cc以下の二輪車および50cc以下の三輪以上の車両とします。
- ※「契約者」、「被共済者」、「扶養者」の解説は、「学生総合共済の重要事項説明書」をご参照ください。

重要事項説明書

学生総合共済(新規契約用)

重要事項説明書はご契約にあたり「特に重要なことから」を「契約概要」に、ご契約者にとって「特に注意を要することから」を「注意喚起情報」に記載していますので、ご契約の前に必ずお読みください。ご不明な点がございましたら、大学生協の共済窓口または全国大学生協共済生活協同組合連合会【略称:大学生協共済連】の相談窓口:共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。

I 契約概要(特に重要なことから)

1. 学生総合共済のしくみ

【生命共済】

●被保険対象者(以下「被共済者」といいます。)の病気や事故による入院・手術・後遺障害・死亡および事故通院を保障する基本契約と、被共済者の父母または扶養者の死亡ならびに被共済者の扶養者の事故死亡を保障する特約を組み合わせた生命共済です。

【火災共済】

●借戸室内における被共済者が所有する家財の火災・落雷・破綻/爆発・水ぬれ・風水害等による損害を保障する火災保障と、盗難による損害を保障する盗難保障、被共済者の過失によって火災・破綻/爆発・給排水設備等からの水もれ・水ぬれ事故を起こし借戸室内に損害を与え、貸主に対して法律上の賠償責任を負うとき保障する借家人賠償責任保障を組み合わせた火災共済です。

2. 共済期間

【生命共済、火災共済共通】

- 共済期間は効力の発生する日から1年間です。
- 継続する契約の共済期間は、現在ご加入の共済契約の満了日の翌日午前0時から1年間です。
- 新入生の共済期間は、後記II.注意喚起情報「4.契約の成立日と効力の発生日について」の①、②、③のいずれかに該当する日から1年間です。

3. 自動継続

●この契約の共済期間は1年間ですが、契約者が契約の継続停止を申し出ない限り、「満了する契約」と同一内容の継続契約の申込みが毎年あったとみなし、契約者が預金口座振替依頼書に記載した金融機関口座から継続契約の掛金を振替えず、「卒業予定年の契約満了日まで保障を継続します。制度改定があった場合は、上記「満了する契約」と同一内容の」部分を、「改定後の制度内容」での」と読み替えます。

- この「みなし申込」と「掛金の口座振替」により契約を継続することを自動継続と呼びます。

4. 共済掛金の支払い方法

【生命共済、火災共済共通】

- 共済掛金は1年間の共済期間に対し年1回払いです。
- 初年度(入学時を含む)の共済掛金は、入学する大学の生協が指定する方法でお支払いください。
- 2年目から卒業予定年までの共済掛金は、あらかじめ契約者が指定した金融機関からの口座振替でのお支払いです。

5. 契約者(共済に加入の申込みをする人)をいいます。)

【生命共済、火災共済共通】

●共済に加入の申込みをする人(契約者)は、大学生協共済連の会員である大学生協の組合員、または組合員と同一の世帯に属する人です。

6. 被共済者(共済の保障対象になる人)をいいます。)

●生命共済・火災共済の細則に定める学生で、次の各号のいずれかに該当する人、申込書で登録した方1名です。

①契約者 ②契約者の配偶者 ③契約者と生計を共にする前記①②以外の2親等以内の親族 ④契約者の配偶者と生計を共にする契約者の配偶者の2親等以内の親族

7. 扶養者(加入申込書に「扶養者」として登録する人の要件)

●扶養者は、生命共済の被共済者の学費および生活費を負担していることが要件ですが、必ずしも親族である必要はありません。

8. 契約の制限および引受条件

【生命共済、火災共済共通】

●被共済者1人につき、生命共済、火災共済以外にそれぞれ一つ契約できます。

●大学生協共済連が設定する契約の型以外の契約はできません。

【生命共済】

●契約の型:基本契約A型＋特約F型の組み合わせによる「AF型」と基本契約M型＋特約F型の組み合わせによる「MF型」の2種類があります。

・基本契約A型とM型では被共済者の保障金額が異なります。

・特約「F型」は被共済者の扶養者事故死亡に関する特約です。

●この契約における被共済者の「年齢」は、新規契約および継続契約の保障開始日における満年齢をいいます。

●学生総合共済パンフレット記載の生命共済掛金額は、35歳未満の被共済者を対象とした金額です。新規契約の保障開始日において35歳以上の被共済者、および2年目以降の継続契約の保障開始日において35歳以上の被共済者は生命共済掛金額が異なりますので、大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルにお問い合わせのうえ、ご契約ください。

●経済的に自立している被共済者(扶養を受けない人)、および扶養者のいない被共済者は、特約F型(扶養者事故死亡特約)を付帯しないA型またはM型の契約となります。

●扶養者事故死亡特約の共済金の支払いは、1人の被共済者に対して、すべての生命共済契約の共済期間を通じて1回限りです。したがって、この特約での支払を受けた被共済者が、契約を継続または再契約する場合には、特約F型(扶養者事故死亡特約)を付帯しないA型またはM型での契約となります。

●共済期間中に卒業や退学などにより大学生協の学生組合員で無くなった場合でも、契約の満了日まで保障を続けることができます。ただし、中途解約を希望されるときは大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお申し出ください。

【火災共済】

●契約の型:KW型の1種類のみです。

●この契約は「不動産賃貸借契約の入居者本人」を被共済者とする契約です。なお、借戸室内は日本国内に存在することを要します。

●共済期間中に卒業、退学などにより戸室を借用しなくなった場合、解約手続きについて大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお申し出ください。

9. 保障内容

【生命共済】

基本契約:死亡保障、後遺障害保障、入院保障、手術保障、事故通院保障

特約:父母扶養者死亡特約、扶養者事故死亡特約

【火災共済】

基本契約:火災保障、盗難保障(家財・現金・盗難借戸室修理費用)、借家人賠償責任保障

※この火災共済の他に同種の共済(保険)契約があり、それぞれの契約から支払われる共済金(保険金)の合計が損害額を超えるときは、損害額を超えないように調整して支払われる場合があります。

※新入生(編入学・院入学を含む)の新規契約者に限り、入学月の前月の1日又は新規契約の申込みを承諾した日の翌日のいずれか遅い日から発効日の前日までの期間に火災共済の保障の対象となる事故が発生した場合には、共済期間中の事由とみなし、該当する共済金、費用を支払います。

10. 満期返戻金、割戻金

【生命共済、火災共済共通】

●この契約に満期返戻金はありません。

●年度の決算において剰余が生じ総会で議決された場合、9月末決算時点で有効な契約に対し割戻金を支払う場合があります。なお、割戻金は共済契約の最終終了時(卒業年)まで据え置きいたします。

11. 共済金の受取人

●共済金の受取人は契約者(この共済に加入の申込みをする人)です。

●被共済者と同一人である契約者が死亡したときの共済金受取人は、下記の人で、その順位は下記の①から⑥の順序とします。さらに、②から⑥における順位はそれぞれの記載順序とします。

①契約者の配偶者 ②契約者が死亡した当時、契約者と生計を共にしていた、契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ③契約者が死亡した当時、契約者と生計を共にしていた、契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ④上記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ⑤上記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
ただし、上記にかかわらず、契約者は死亡保障共済金の受取人を事前に指定することができます。

12. 共済証書等の送付

●共済証書(生命共済は控除証明書を含む)や継続契約のご案内等は、加入申込書に記載した扶養者住所に送付します(日本国内に限ります)。

II 注意喚起情報(特に注意を要することから)

1. 契約の申込みの撤回(クーリングオフ)について

【生命共済、火災共済共通】

●新規契約に限り、契約申込者は、申込日(掛金支払日)から大学生協共済連の8営業日以内に、書面により申込みの撤回ができます。申込みの撤回をするときは、大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお申し出ください。

2. 加入申込書および告知事項の記入について(契約時の告知事項)

【生命共済】

●「加入申込書」(告知事項に該当するときの告知書を含みます。)は大学生協共済連と契約を締結するための重要書類です。記載事項は事実を表記し、契約者と被共済者が異なるときは被共済者の事実を充分確認のうえ、契約者自身が記入してください。

●「生命共済健康状態に関する告知事項」には正確にお答えください。回答が事実と異なると契約が解除されたり共済金をお支払いできない場合があります。

●「生命共済健康状態に関する告知事項」のいずれかの事項に該当する場合は、その病名および発病日または手術予定日についての告知が必要となります。
なお、「告知書に記載した病気」、「告知書に記載しなかったが契約申込み前に発病していたと診断された病気」が原因での共済金は支払いません。
ただし、申込日(掛金支払日)から1年を経過した後の前記の病気を原因とする死亡や後遺障害、入院、手術については共済金をお支払いできる場合があります。
詳細は大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。

【火災共済】

●この共済の他に、同種の共済契約や保険契約の有無を「加入申込書」に告知してください。他の共済契約や保険契約が存在するときは、「契約概要」の9.保障内容」の項をご覧ください。

3. 契約内容の変更等について(契約後の告知事項)

●契約後に次の事項に変更が生じたときは、必ず大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルに通知してください。

【生命共済、火災共済共通】

①被共済者の扶養者の氏名、住所 ②契約者の氏名、住所 ③被共済者の氏名、住所(被共済者の変更はできません) ④共済掛金の振替金融機関口座 ⑤契約者または被共済者の通学する大学、学校 ⑥卒業予定年 ⑦被共済者の「区分」【火災共済のみ】

●この共済の他に同種の共済や保険の契約を締結するとき

4. 契約の成立日と効力の発生日について

【生命共済、火災共済共通】

●大学生協共済連が契約の申込みを承諾した場合には、契約はその申込日に成立したものとします。

●効力の発生には「契約申込書の提出」と「共済掛金支払」の双方が必要です。共済契約の効力は、「契約申込書提出日」または「初回掛金支払日」のいずれか遅い日の翌日午前0時に発生します。ただし、それらの日よりも遅い日を発効日として指定する契約については、その指定発効日の午前0時に効力が発生します。

●新入生の場合の効力発生日は、契約申込日と共済掛金支払日との関係により、次のとおりとします。

①契約申込日と共済掛金支払日が2018年3月31日以前の場合
……2018年4月1日午前0時

②契約申込日は2018年3月31日以前であるが、共済掛金支払日が2018年4月1日以降の場合
……共済掛金支払日の翌日午前0時

③契約申込日と共済掛金支払日が2018年4月1日以降の場合
……契約申込日、または共済掛金支払日のいずれか遅い日の翌日午前0時

5. 継続契約の掛金払込猶予期間と継続契約の不成立について

※詳しくは、大学生協共済連ホームページをご覧ください。

【生命共済、火災共済共通】

●自動継続する契約の共済掛金が預金口座の残高不足等で振替不能となった場合、初回口座振替日の翌日から3ヶ月間の払込猶予期間があります。ただし、この期間内に入金がない場合は、満了した契約の満了日を以って契約が終了し、継続契約は成立せず「保障のない状態」となります。

●口座振替月の前月末日までに口座振替依頼書のご提出がない場合は、継続契約の掛金支払猶予期間はありません。

6. 共済金をお支払いできない主な場合について

※詳しくはこのパンフレットのP12、P13または大学生協共済連ホームページをご覧ください。

【生命共済】

①契約者、被共済者の故意によるとき(自殺は除きます。) ②被共済者、当該扶養者の私闘、犯罪行為によるとき ③頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛、背痛等で医学的他覚所見がないとき ④無資格、無免許、酒気帯び、薬物依存での運転や信号無視、最高速度違反、遮断中の踏切内進入によるケガ【火災共済】

①契約者、被共済者の故意によるとき ②地震、噴火、これらによる津波、火災、風水害等 ③戦争、内乱等によって発生した火災、風水害、盗難 ④紛失 ⑤貸主と特別な約定により加重された賠償責任 ⑥借戸室内に存在しなかった家財、現金の盗難 ⑦借戸室の欠陥、腐食、さび、かび等の自然の消耗 ⑧借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する賠償責任

【生命共済・火災共済共通】

●契約締結の際または共済金請求の際に詐欺行為をした場合

7. 共済金額を増額、減額した場合のお支払いについて

【生命共済】

●入院・通院期間中、共済金額に増減がある場合、契約変更後の入院・通院期間については、変更前の共済金額と変更後の共済金額のいずれか少ない額で支払います。

8. 共済金の分割、繰り延べ、削減について

【生命共済】

●戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、総会の議決を経て共済金を分割・繰り延べて支払い、または金額を削減する場合があります。

9. 時効について

【生命共済、火災共済共通】

●契約者・被共済者・共済金受取人が共済金の請求を、支払事由の発生した翌日から3年間怠ったときは時効により消滅します。

●契約者が共済掛金の返還・解約返戻掛金の請求を、返還・請求事由の発生した翌日から3年間怠ったときは時効により消滅します。

10. 解約と解約返戻金について

【生命共済、火災共済共通】

●契約を解約するときは、大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルへ連絡のうえ、所定の書類を提出してください。解約日は、所定の書類が大学生協共済連(または大学生協の共済窓口)に届いた日または解約希望日のいずれか遅い日です。

●解約にあたって未経過共済期間がある場合は、所定の算式によって解約返戻金を支払います。ただし、既経過共済期間中に共済金の支払事由が生じた場合は、解約返戻金は支払いません。

11. 契約が無効となる場合について

【生命共済、火災共済共通】

①契約者、被共済者が契約の資格・条件を充足しなかったとき ②基本契約および特約の共済金の限度額を超えて契約したとき、その最高限度を超えた部分 ③申込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき ④契約者の意思によらず契約が申込みれたとき

【生命共済】

①被共済者が効力の発生日(保障開始日)の前日までに亡くなられていたとき

【火災共済】

①借戸室の賃貸借契約が存在しないとき ②借戸室や家財に損害が生じていることを、契約時点で契約者または被共済者が知っていたとき

12. 契約が解除となる場合について

【生命共済、火災共済共通】

●告知義務違反による解除

契約者または被共済者が、契約締結の際に故意または重大な過失により、告知事項または危険の測定に関する重要な事実を隠したり、または事実でないことを記載した場合。

●重大事由による解除

契約者、被共済者または共済金受取人が、①故意に共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき ②共済金請求に関して詐欺行為を行い、または行おうとしたとき ③他の共済契約等との重複により、被共済者の共済金等の合計額が著しく過大となり、たすけあいの制度としての目的を超える、または逸脱すると大学生協共済連が判断したとき ④大学生協共済連の信頼を損ない、契約の存続を不適当と判断された場合。

※解除が共済金支払事由発生後であっても共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

13. 元受団体ならびに共済契約に関する苦情・相談について

●大学生協共済連ならびに共済の契約または共済金の支払に関する苦情・相談ならびに異議申立ては下記の相談窓口(0120-335-770)でお受けいたします。

●契約者、被共済者または共済金受取人は、契約または共済金の支払に関して大学生協共済連の決定に不服があるときは、大学生協共済連の「異議申立てに関する審査委員会」に対して異議の申立てを行うことができます。

14. 万一事故が発生した場合には

事故や病気が発生した場合には、すみやかに大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでご通知ください。

15. 中立的な外部機関による紛争解決について

●上記による大学生協共済連との間で問題を解決できない場合は、(社)日本共済協会 共済相談所にご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

個人情報取り扱いについて

【利用目的】

大学生協共済連(以降、当会と記載)が共済契約の締結・維持管理ならびに共済金支払等に際して取得した個人情報は、当会ならびに当会の会員である大学生協および全国大学生協連(※)が共済事業と生活協同組合事業に関する各種調査・サービス・イベント等の案内などをするために利用することがあります。また、健全な共済事業運営のため、医師等に対して告知内容・共済金請求内容に関する事実確認を行うことがあります。
※全国大学生協連とは、大学生協が加盟する生活協同組合の連合会で正式名称は「全国大学生協同組合連合会」と称します。

【共同利用】

当会が保険契約者となる団体契約(学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険)に関して取得した個人情報は、当会ならびに当会の会員である大学生協および引受保険会社、および保険代理店である株式会社大学生協保険サービスにおいて、契約の締結・維持管理・保険金の支払および各種案内・サービスなどのために利用します。

【第三者提供】

当会および当会の会員である大学生協は、当会の会員である大学生協・全国大学生協連・被共済者が所属する大学に、「学生総合共済」ならびに当会が保険契約者となる「団体契約」の加入状況および共済金・保険金の支払い状況などを提供することがあります。

【個人情報の保護】については各々のホームページをご覧ください。
全国大学生協共済生活協同組合連合会 http://kyosai.univcoop.or.jp/
全国大学生生活協同組合連合会 http://www.univcoop.or.jp/
三井住友海上火災保険株式会社 http://www.ms-ins.com/
共栄火災海上保険株式会社 http://www.kyoeikasai.co.jp/
東京海上日動火災保険株式会社 http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 http://www.sjnk.co.jp/
株式会社大学生協保険サービス http://hoken.univcoop.or.jp/

元受団体:全国大学生協共済生活協同組合連合会

ご相談窓口:大学生協 共済・保険サポートダイヤル 0120-335-770

受付時間:平日9:40～17:30 土曜日9:40～13:00

<p>学生総合互助保障の“制度概要(有英文翻译)”和“重要事項説明書(有英文翻译)” 登載在“大学生协的學生綜合互助保障”网站內的“學生綜合互助保障相关小册子”的网页上(http://kyosai.univcoop.or.jp/pamph.html), 請浏览为盼。</p> <p>学生総合共済の『保障のあらまし(英語訳付)』と『重要事項説明書(英語訳付)』は「大学生協の学生総合共済」のホームページ内の『学生総合共済関連パンフレット』のページ(http://kyosai.univcoop.or.jp/pamph.html)に掲載しておりますので、ご覧ください。</p>
--

制度のあらまし	学生賠償責任保険	日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・子ども総合保険、施設・生産物賠償責任保険
----------------	-----------------	--

※印を付した用語については、P18の〈※印の用語のご説明〉をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

1 申込人・ご加入者(被保険者)となる方

この制度で被保険者(保障の対象者)となる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める学校(大学・専門学校等)の学生(入学等手続きを終え、組合員となられた方を含みます。)に限りま

2 保険期間

新入学生の方が2018年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2018年4月1日午前0時からご卒業予定年(2019年、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年)の4月1日午後4時までとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時からご卒業予定日の後に到来する4月1日午後4時までとなります。

3 保障内容(ケガによる死亡)

◆保険金をお支払いする場合

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	死亡保険金額 ^(注)
傷害保険金	死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡保険金額 ^(注) の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払します。	10万円

(注)この死亡保険金には後遺障害保険金対象外特約がセットされるため後遺障害保険金はありません。死亡保険金額は正式には死亡・後遺障害保険金額といいますが、この保険では便宜的に死亡保険金額としています。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払します。) ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払します。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎*別記の「保障対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性中毒は、保障の対象にはなりません。</p>

4 保障内容(賠償事故の場合)

◆保険金をお支払いする場合

(1)日常生活(正課の講義等*)を含む)における賠償事故(以下の(2)の場合を除く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(受託品補償拡大型)セット	<p>次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物(*1)を壊したりしたこと。</p> <p>ア.住宅(*2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>②受託品(*3)の損壊、紛失または盗取(*4)(住宅(*5)内保管中または本人によって一時的に住宅(*5)外で管理している間に限ります。)</p> <p>(*1)情報機器等に記録された情報を含みます。</p> <p>(*2)本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(*3)「受託品」とは、本人が日本国内において他人から借りた、または預かった財物(*1)・レンタル用品等で、本人が管理するものをいいます。ただし、別記の「保障対象外となる主な「受託品」」を除きます。</p> <p>(*4)上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、受託品(*3)につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限りま</p> <p>(*5)本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、次のとおりです。</p> <p>ア.本人、イ.親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ.配偶者、エ.本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ.本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子</p>
日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用) ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(受託品補償拡大型)セット	<p>上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次のいずれかに該当したとき。</p> <p>①事故の直接の結果として死亡した場合</p> <p>②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院*した場合</p> <p>(注)被保険者の範囲は、次のとおりです。</p> <p>ア.本人、イ.親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ.配偶者、エ.本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ.本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子</p>

(2)正課の講義等における賠償事故(人格権侵害)・費用損害(感染事故損害防止費用)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険 +学生賠償責任補償特約	<p>正課の講義等において次のいずれかに該当する不当な行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合</p> <p>(a)不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損</p> <p>(b)口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害</p> <p>(注)被保険者(保険契約により保障を受けられる方)の範囲:ご加入者</p>
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険 +学生賠償責任補償特約	<p>正課の講義等における事故により、第三者の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合において、被保険者が感染事故損害防止費用(感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用)を負担した場合</p> <p>(注)被保険者の範囲:ご加入者</p>

(★)正課の講義等の範囲:●正課の講義/大学等(*)が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等をいいます。(臨床実習、看護実習等の医療関連実習も含みます。)

●学校行事/大学等(*)が教育活動の一環として主催する行事をいいます。(正課の講義以外の大学が主催する行事を含みます。)

●教育実習/教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第6条第5欄に掲げる教育実習をいいます。

●特例実習/小学校及び中学校の教諭の普通免許授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)第2条に定める、特別支援学校または社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をいいます。

●インターンシップ/加入者(被保険者)が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいいます。(アルバイトは含みません。)

●ボランティア活動/正課の講義または学校行事に準じるボランティア活動をいいます。ただし、部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。

(*)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

◆保険金のお支払額

保険金の種類	保険金のお支払額
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(受託品補償拡大型)セット	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)</p> <p>(*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。</p> <p>(注1)法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、500万円が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注4)保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用) ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(受託品補償拡大型)セット	<p>被保険者が臨時に必要なとする費用をお支払します。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。</p> <p>上記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円限度</p> <p>上記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円限度</p> <p>(注2)保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険 +学生賠償責任補償特約	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)</p> <p>(*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、各保険年度(保険期間中に到来する4月1日から翌年3月31日までの1年ごとのことをいいます。)につき、500万円が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p>
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険 +学生賠償責任補償特約	<p>被保険者が負担した感染事故損害防止費用(感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用)をお支払します。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、各保険年度(保険期間中に到来する4月1日から翌年3月31日までの1年ごとのことをいいます。)につき、500万円が限度となります。</p> <p>(注2)損害防止費用の支払額の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p>

(注)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(受託品補償拡大型)セット	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(「保険金をお支払する場合」の②には適用しません。) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による受託品の損害 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による受託品の損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による受託品の損害 ●受託品に生じた自然発火または自然爆発 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●自然消耗、性質による煮え・腐敗・さび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による受託品の損害 ●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹(ひょう)による損壊による受託品の損害 ●引き渡し後に発見された受託品の損壊による損害賠償責任 ●受託品を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任 ●別記の「保障対象外となる主な「受託品」」の損害 など
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険 +学生賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ●被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(じょう)、労働争議に起因する損害賠償責任 ●地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任 ●原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラントリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。))の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。) ●被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。))に起因する賠償責任 ●被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ●最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ●事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ●被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 ●次のいずれかに該当する感染事故損害防止費用を負担することによって被る損害 ●保険期間開始前に感染していた感染症に起因して発生した費用 ●正課の講義等における医療関連実習以外に起因して発生した費用 など

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◎保障対象外となる運動等…山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

◎保障対象外となる主な「受託品」…通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、自転車・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話(PHSを含みます。))等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「保障対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

重要事項のご説明

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。●申込人と被保険者（保障の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）等によって定まります。ご不明点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

【契約概要のご説明】

1 商品の仕組みおよび引受条件等

●この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下「大学生協共済連」）が保険契約者となる団体契約です。

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（保障の対象者）が事故によるケガで亡なられた場合や被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者としてご加入いただける方	全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める次の学校の学生（入学等手続きを終え、組合員となられた方を含みます。）に限ります。（*）
対象となる学校教育法に定める学校	①大学②大学院③短期大学④高等学校⑤高等専門学校⑥特別支援学校の高等部⑦専修学校（専門課程、高等課程、一般課程）⑧各種学校ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限ります。
被保険者の範囲	下記以外 賠償責任保険金（日常生活個人賠償責任補償特約） ①本人、②親権者およびその他の法定の監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子（注）同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(*)1. 各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。
2. 入学手続きを終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。

(2) 保障内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりです。

詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1～6年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

●ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、【注意喚起情報のご説明】の「2. (2) ご加入後における注意事項（通知義務等）」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

●ご加入いただく保険金額（支払限度額を含みます。以下同様とします。）につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット等の保険金額欄および加入申込書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者（保障の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

(注) 正課の講義等において、その目的にしたがって使用している自動車（被牽（けん）引車を含みます。また、道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものおよび農耕作業の用に供する目的として製作された小型特殊自動車に限ります。）、原動機付自転車（道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものに限ります。）、自転車、ラジコン模型、携帯電話（PHSを含みます。）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品、山岳登山（*1）を行っている間のその運動等のための用具は保障されます。

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。

(*2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(*3) 職務として操縦する場合を除きます。

(*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

5 保障内容（見舞費用）

◆保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害見舞費用保険金 ★傷害見舞費用補償特約	保険期間中の被保険者の行為による偶然な事故により他人が被ったケガ [※] について、損害賠償金を支払うことなく、慣習として弔慰金や入院見舞金等を支払われた場合および見舞品を購入された場合 (注1) 引受保険会社の同意を得て支払われた費用に限ります。 (注2) 被保険者の範囲は、次のとおりです。なお、ア. およびウ. からオ. までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者 [※] および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。 ア. 本人、イ. 親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ. 配偶者、エ. 本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、オ. 本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子	被害者1名につき次の金額を限度として、実際に負担された額をお支払いします。ただし、1回の事故について、100万円がお支払いの限度となります。 ① 被害者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 50万円（*1） ② 被害者に事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が生じた場合 50万円の100%～4%（傷害保険金の後遺障害等級表に応じた割合） ③ 被害者が事故によるケガ [※] の治療 [※] のため入院 [※] した場合 ア. 入院期間31日以上の場合 100,000円 イ. 入院期間15日以上30日以内の場合 50,000円 ウ. 入院期間8日以上14日以内の場合 30,000円 エ. 入院期間7日以内の場合 15,000円 ④ 被害者が事故によるケガの治療のため通院 [※] した場合（*2） ア. 通院日数31日以上の場合 50,000円 イ. 通院日数15日以上30日以内の場合 30,000円 ウ. 通院日数8日以上14日以内の場合 20,000円 エ. 通院日数7日以内の場合 10,000円 （*1）既にお支払いした後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。 （*2）通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位 [※] を固定するために医師 [※] の指示によりギプス等 [※] を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 (注) 保障内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあると保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

●被保険者の範囲に関する特約（傷害見舞費用補償特約用）がセットされているため、傷害見舞費用補償特約における被保険者の範囲は、本人ならびに本人の親権者およびその他の法定の監督義務者とします。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害見舞費用保険金 ★傷害見舞費用補償特約	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による費用●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打によるケガ [※] ●被保険者の職務遂行に起因するケガ●被保険者と同居する親族 [※] が被ったケガ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務中に被ったケガ●自動車等 [※] の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因するケガ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による費用（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見 [※] のないもの●入浴中の溺水 [※] （ただし、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガによって生じた場合を除きます。）●原因がいかなくとも、誤嚥（えん） [※] によって生じた肺炎 など

〈※印の用語のご説明〉

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスジャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。●「競技等」とは、競技、競争、興行[※]または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（*）いずれもそのための練習を含みます。●「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状[※]を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）ただし、長管骨を含めギプス等[※]の固定具を装着した場合に限ります。・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。●「後遺障害」とは、治療[※]の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被害者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見[※]のないものを除きます。●「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等[※]を運転することをいいます。●「乗用具」とは、自動車等[※]、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者[※]および3親等内の姻族をいいます。●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。●「治療」とは、医師[※]が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。●「入院」とは、自宅等での治療[※]が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師[※]の管理下において治療に専念することをいいます。●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。

（特約について）

○天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ[※]の場合も、傷害保険金をお支払いします。○すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱[※]、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

・学生賠償責任保険の「制度のあらまし」「重要事項説明書」にある「保障」は、約款上の表記は「補償」です。このパンフレットでは便宜上「保障」としています。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット等にてご確認ください。

3 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。保険料の払込方法はご加入と同時に、全額を払い込む一時払いとなります。保険料払込方法は、お手続きをされる生協所定の方法によりお支払いください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。【注意喚起情報のご説明】の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

【注意喚起情報のご説明】

1 ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込書の記入上の注意事項）

被保険者（保障の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込書に記載された内容のうち、★印などの印がついている項目が告知事項です（告知事項の項目は加入申込書でご確認ください。）。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記入内容を必ずご確認ください。次の事項について十分ご注意ください。

①被保険者の「職業・職務」 ②他の保険契約等（*）に関する情報

(*) 同種の危険を保障する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

①職業・職務を変更した場合 ②新たに職業に就いた場合 ③職業をやめた場合

また、①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>	下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>	農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者（助手含む）、建設作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者および以下の「特別危険な職業」（これらと同程度またはそれ以上の危険な職業を含みます。） オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（フリーを含みます。）、力士 等

(3)その他の注意事項

- 同種の危険を保障する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、取扱代理店までご連絡ください。なお、施設・生産物賠償責任保険については、金額の多少を問わずご連絡ください。
- (*)「同種の危険を保障する他の保険契約等」は、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等をい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約等に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。また、下記に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

●学校の種類の変更

- 傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。
- ①この保険契約^(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意しなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができず、その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■保障重複

次表の特約などのご加入にあたっては、保障内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも保障されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)
(注)1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が保障の対象外となったときなどは、保障がなくなることがあります。ご注意ください。
<保障が重複する可能性のある主な特約等>

今回ご加入いただく保障	保障の重複が生じる他の保険契約の例
学生・子ども総合保険 日常生活個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3 保障の開始時期

新入学生の方が2018年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2018年4月1日午前0時から、また中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時からとなります。保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、

保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

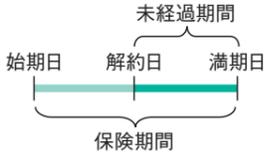
6 失効について(学生・子ども総合保険のみ)

ご加入後に、被保険者^(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。
(*)傷害条項における被保険者をいいます。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり保障されます。

<保険期間が1年以内の場合>(学生・子ども総合保険のみ)

保険金・解約返れい金等は80%まで保障されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%保障されます。

<保険期間が1年超の場合>(学生・子ども総合保険のみ)

保険金・解約返れい金等は90%まで保障されます。ただし、保険期間が5年を超える場合で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より保障割合が引き下がる場合があります。なお、破綻前に発生した事故による保険金は100%保障されます。

<施設・生産物賠償責任保険>

保険金や解約返れい金は80%まで保障されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%保障されます。

9 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、この保険契約に関する個人情報を全国大学生協共済生活協同組合連合会およびその会員である大学生協に提供することがあります。なお、保険金をご請求される際に引受保険会社が取得する個人情報についても、同様に全国大学生協共済生活協同組合連合会およびその会員である大学生協に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)
受付時間 平日▶9:00～20:00 土日・祝日▶9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)(海外からはご利用いただけません。)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808〔ナビダイヤル(有料)〕

受付時間 平日▶9:15～17:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

その他ご注意いただきたいこと

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}
- (*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約等に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(こちらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 引受保険会社所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- 引受保険会社所定の診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。

- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<共同保険のご説明>

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいでご案内します。

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)
共栄火災海上保険株式会社

<代理請求人について>(学生・子ども総合保険のみ)

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
(*)法律上の配偶者に限ります。

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。(学生・子ども総合保険のみ)損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

- ご加入いただいた後にお届けする学生賠償責任保険加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を保障する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。

学生賠償責任保険の「制度のあらまし(英語訳付)」と「重要事項説明書(英語訳付)」は「大学生協の学生総合共済」のホームページ内の「学生総合共済関連パンフレット」のページ(<http://kyosai.univcoop.or.jp/pamph.html>)に掲載しておりますので、ご覧ください。

い。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>(学生・子ども総合保険のみ)

日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約の対象となる賠償事故(受託品の破損、紛失または盗取を除きます。)について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故(受託品の破損、紛失または盗取を除きます。)で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 施設所有(管理)者・生産物賠償責任保険の対象となる賠償事故の場合

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願いします。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)	・保険金額(ご契約金額)・保険期間(保険のご契約期間)・保険料・保険料払込方法
---------------------------------	---

2. 加入申込書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
- ・加入申込書の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか?または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ・加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
***ご加入いただく保険商品の加入申込書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。**

お問い合わせは

取扱代理店
株式会社 大学生協保険サービス
営業時間/平日(月～金曜日)10:00～17:00
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館

引受保険会社

学生賠償責任保険

三井住友海上火災保険株式会社(幹事)
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

学生賠償責任保险的“制度概要(有英文翻译)”和“重要事项说明书(有英文翻译)”登載在“大学生协的学生综合互助保障”网站内的“学生综合互助保障相关小册子”的网页上(<http://kyosai.univcoop.or.jp/pamph.html>)，请浏览为盼。

加入大学生协的学生综合互助保障以及学生赔偿责任保险时，需要先成为所属大学的生协会员。

大学生協の学生総合共済や学生賠償責任保険に加入するには、事前に所属大学にある生協の組合員になる必要があります。

会费、保险费一览表

掛金・保険料一覧表

	人壽互助保障 (NM 型) 生命共済 (NM型)			人壽互助保障 (NA 型) 生命共済 (NA型)			火災互助保 障 (KW 型) 火災共済 (KW型)	学生賠償責 任保險 16H 学生賠償 責任保險 16H	合計 合計	
	NM 型 无选项 オプションなし	增加选项 选项 1 父母抚养人死亡 特約 オプション1 父母扶養者死亡特約	追加オプション 选项 2 抚养人因事故 死亡特約 オプション2 扶養者事故死亡特約	NA 型 无选项 オプションなし	增加选项 选项 1 父母抚养人死亡 特約 オプション1 父母扶養者死亡特約	追加オプション 选项 2 抚养人因事故死 亡特約 オプション2 扶養者事故死亡特約				
留学 一年 1年留学	选择 NM 型时的付款額 NM型選択支払		3,400 日元 3,400円	—	—	—	2,000 日元 2,000円	1,780 日元 1,780円	合計7,180日元 合計7,180円	
	M 型	选择 NM 型 + 选项 1 时的付款額 NM型+オプション1選択支払	—	4,000 日元 4,000円	—	—	2,000 日元 2,000円	1,780 日元 1,780円	合計7,780日元 合計7,780円	
	MF型	选择 NM 型 + 选项 1+2 时的付款額 NM型+オプション1+2選択支払	—	—	4,800 日元 4,800円	—	—	2,000 日元 2,000円	1,780 日元 1,780円	合計8,580日元 合計8,580円
	选择 NA 型时的付款額 NA型選択支払		—	—	—	11,400 日元 11,400円	—	2,000 日元 2,000円	1,780 日元 1,780円	合計15,180日元 合計15,180円
	A 型	选择 NA 型 + 选项 1 时的付款額 NA型+オプション1選択支払	—	—	—	—	12,000 日元 12,000円	2,000 日元 2,000円	1,780 日元 1,780円	合計15,780日元 合計15,780円
AF型	选择 NA 型 + 选项 1+2 时的付款額 NA型+オプション1+2選択支払	—	—	—	—	12,800 日元 12,800円	2,000 日元 2,000円	1,780 日元 1,780円	合計16,580日元 合計16,580円	
留学 两年 2年留学	选择 NM 型时第 1 年的付款額 NM型選択1年目支払		3,400 日元 3,400円	—	—	—	2,000 日元 2,000円	3,120 日元 3,120円	第1年合計8,520日元 1年目8,520円	
	M 型	选择 NM 型 + 选项 1 时的付款額 NM型+オプション1選択支払	—	4,000 日元 4,000円	—	—	2,000 日元 2,000円	3,120 日元 3,120円	第1年合計9,120日元 1年目9,120円	
	MF型	选择 NM 型 + 选项 1+2 时的付款額 NM型+オプション1+2選択支払	—	—	4,800 日元 4,800円	—	—	2,000 日元 2,000円	3,120 日元 3,120円	第1年合計9,920日元 1年目9,920円
	选择 NM 型时第 2 年的付款額 NM型選択2年目支払		3,400 日元 3,400円	—	—	—	2,000 日元 2,000円	—	第2年合計5,400日元 2年目5,400円	
	M 型	选择 NM 型 + 选项 1 时的付款額 NM型+オプション1選択支払	—	4,000 日元 4,000円	—	—	2,000 日元 2,000円	—	第2年合計6,000日元 2年目6,000円	
	MF型	选择 NM 型 + 选项 1+2 时的付款額 NM型+オプション1+2選択支払	—	—	4,800 日元 4,800円	—	—	2,000 日元 2,000円	第2年合計6,800日元 2年目6,800円	
	选择 NA 型时第 1 年的付款額 NA型選択1年目支払		—	—	—	11,400 日元 11,400円	—	2,000 日元 2,000円	3,120 日元 3,120円	第1年合計16,520日元 1年目16,520円
	A 型	选择 NA 型 + 选项 1 时的付款額 NA型+オプション1選択支払	—	—	—	—	12,000 日元 12,000円	2,000 日元 2,000円	3,120 日元 3,120円	第1年合計17,120日元 1年目17,120円
	AF型	选择 NA 型 + 选项 1+2 时的付款額 NA型+オプション1+2選択支払	—	—	—	—	12,800 日元 12,800円	2,000 日元 2,000円	3,120 日元 3,120円	第1年合計17,920日元 1年目17,920円
	选择 NA 型时第 2 年的付款額 NA型選択2年目支払		—	—	—	11,400 日元 11,400円	—	2,000 日元 2,000円	—	第2年合計13,400日元 2年目13,400円
A 型	选择 NA 型 + 选项 1 时的付款額 NA型+オプション1選択支払	—	—	—	—	12,000 日元 12,000円	2,000 日元 2,000円	—	第2年合計14,000日元 2年目14,000円	
AF型	选择 NA 型 + 选项 1+2 时的付款額 NA型+オプション1+2選択支払	—	—	—	—	12,800 日元 12,800円	2,000 日元 2,000円	—	第2年合計14,800日元 2年目14,800円	
留学 四年 4年留学	选择 NM 型时第 1 年的付款額 NM型選択1年目支払		3,400 日元 3,400円	—	—	—	2,000 日元 2,000円	5,800 日元 5,800円	第1年合計11,200日元 1年目11,200円	
	M 型	选择 NM 型 + 选项 1 时的付款額 NM型+オプション1選択支払	—	4,000 日元 4,000円	—	—	2,000 日元 2,000円	5,800 日元 5,800円	第1年合計11,800日元 1年目11,800円	
	MF型	选择 NM 型 + 选项 1+2 时的付款額 NM型+オプション1+2選択支払	—	—	4,800 日元 4,800円	—	—	2,000 日元 2,000円	5,800 日元 5,800円	第1年合計12,600日元 1年目12,600円
	选择 NM 型时第 2 年~第 4 年各年的付款額 NM型選択2~4年目各年支払		3,400 日元 3,400円	—	—	—	—	2,000 日元 2,000円	—	第2年~第4年各年5,400日元 各2~4年目5,400円
	M 型	选择 NM 型 + 选项 1 时的付款額 NM型+オプション1選択支払	—	4,000 日元 4,000円	—	—	—	2,000 日元 2,000円	—	第2年~第4年各年6,000日元 各2~4年目6,000円
	MF型	选择 NM 型 + 选项 1+2 时的付款額 NM型+オプション1+2選択支払	—	—	4,800 日元 4,800円	—	—	2,000 日元 2,000円	—	第2年~第4年各年6,800日元 各2~4年目6,800円
	选择 NA 型时第 1 年的付款額 NA型選択1年目支払		—	—	—	11,400 日元 11,400円	—	2,000 日元 2,000円	5,800 日元 5,800円	第1年合計19,200日元 1年目19,200円
	A 型	选择 NA 型 + 选项 1 时的付款額 NA型+オプション1選択支払	—	—	—	—	12,000 日元 12,000円	2,000 日元 2,000円	5,800 日元 5,800円	第1年合計19,800日元 1年目19,800円
	AF型	选择 NA 型 + 选项 1+2 时的付款額 NA型+オプション1+2選択支払	—	—	—	—	12,800 日元 12,800円	2,000 日元 2,000円	5,800 日元 5,800円	第1年合計20,600日元 1年目20,600円
	选择 NA 型时第 2 年~第 4 年各年的付款額 NA型選択2~4年目各年支払		—	—	—	11,400 日元 11,400円	—	2,000 日元 2,000円	—	第2年~第4年各年13,400日元 各2~4年目13,400円
A 型	选择 NA 型 + 选项 1 时的付款額 NA型+オプション1選択支払	—	—	—	—	12,000 日元 12,000円	2,000 日元 2,000円	—	第2年~第4年各年14,000日元 各2~4年目14,000円	
AF型	选择 NA 型 + 选项 1+2 时的付款額 NA型+オプション1+2選択支払	—	—	—	—	12,800 日元 12,800円	2,000 日元 2,000円	—	第2年~第4年各年14,800日元 各2~4年目14,800円	

※人壽互助保障的会费是年龄至 34 岁者的会费。35 岁以上者、或者于在校期间年满 35 岁者请与我们联系。

对于“抚养人因事故死亡特約”的附带选项，需要同时加入“父母抚养人死亡特約”的附带选项。

如果申请“父母抚养人死亡特約”、“抚养人因事故死亡特約”，除了上述费用外，每年需要另外支付费用 (+600 日元、+1,400 日元)。

※生命共済的掛金は34歳までの方の料金です。35歳以上の方、在学中に35歳になる方はお問い合わせください。

「扶養者事故死亡特約」の付帯には、「父母扶養者死亡特約」の付帯と合わせての加入が必要です。

「父母扶養者死亡特約」「扶養者事故死亡特約」の申込には上記料金以外に毎年別途料金 (+600円、+1,400円)がかかります。

◆学生賠償責任保険の保険料は2018年4月29日之前支付时的保险费。

学生賠償責任保険适用于折扣 30% 的团体优惠。由于将按照加入的被保險人数决定折扣率，因此根据募集的结果，保险费可能与上述有所不同。这时，保险费将为对应折扣率的金额，请事先理解为盼。(设施、产品賠償責任保險除外。) 上述为对于职业种类级别 A、学生的保险费。

◆学生賠償責任保険の保険料は2018年4月29日までに払込んだ場合の保険料です。

学生賠償責任保険については30%の団体割引が適用されます。保険料はご加入いただいた被保險者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。(施設・生産物賠償責任保険を除きます。) なお上記は、職種級別 A・学生の場合の保険料です。



互助保障、学生赔偿责任保险的重要性

在生活和学习方面，日本虽然是最安全的国家之一，但无论在怎样安全的国家，偶尔也

无法避免发生事故。这时，远离家人和朋友的自己必须独自面对，作为留学生有时会遇到非常严峻的局面。保险的问题对于我们留学生而言是极为重要的问题。下面谈一下我的经验。来到日本 3 个月后，我在骑自行车时发生了事故，这次事故对我的影响很大。

我的自行车与一位日本人女学生相撞，虽然我没有受伤，但是她的自行车被撞坏，她被送到了医院。尽管我和她对事故都有责任，然而因为对方受伤，因此必须负担她的医疗费用和自行车的修理费。幸好我加入了大学生协的学生赔偿责任保险，保险公司介入中

间调解，最终我不需要支付任何费用。保险公司支付了医疗费和为这位女学生购买新自行车的费用。通过这次经验，我理解了在日常生活中与保险的关联性。作为我们外国留

学生应该考虑因自身的原因一旦发生事故，尤其是在租借的民营公寓居住时必须充分注意，因此建议您加入互助保障以及学生赔偿责任保险。因为与您的家人相距遥远，

他们无法前来提供帮助。

Eric Ofosu-Twum 北海道大学 (来自加纳)

共済・学賠の重要性

日本は、生活し勉強する最も安全な国の一つですが、どんなに安全な国でも時として事故は避けられません。そのような場合、

家族や友人から離れて自分で対処しなければならない留学生にとっては非常に厳しいものになる場合があります。保険の問題は、私たち留学生にとっては深刻な問題です。私の経験を紹介します。 私が日本に到着した 3 ヶ月後に、自転車で事故にあいま

した。これは私にとって非常に重要でした。私の自転車は日本人の女生徒と衝突し、私にはケガがありませんでしたが彼女の自転車が破損し、彼女は病院に運ばれました。事故はお互いのものでしたが、彼女が負傷した為彼女の病院の費用と自転車の修理を

負担しなければならなくなりました。幸いなことに私は、大学生協の学生賠償責任保険に加入していたので、彼女との間に立っ

てくれて最終的に私は何も支払う必要がありませんでした。医療費と女生徒のための新しい自転車の両方の費用を支払うことが

できました。この経験で、日常生活での保険との関連性を理解することができました。私は、私たちのような外国人学生が原因で

事故が発生した場合、特に民間アパートに住んでいる私たちが注意を払う為に、共済や学生賠償責任保険に入るようにアドバイ

スしたいと思います。あなたの家族は、あなたを助けに来るには、遠すぎると思います。

エリック オフストアウム 北海道大学 (ガーナ)